

中能登町第4次障がい者基本計画

中能登町第7期障がい福祉計画

中能登町第3期障がい児福祉計画



令和6年3月
石川県 中能登町

はじめに

～ 自分らしく 自立して暮らせる 共生のまち ～

中能登町は、平成18年に第1次障がい者基本計画及び第1期障がい福祉計画から取組みを開始し、平成29年度から令和5年度までの7ヵ年計画を目標に、障がいのある方への福祉施策を進めてまいりました。



この7年間に、国では障害者基本法や障害者総合支援法の改正のほか、障害者文化芸術推進法や成年後見制度利用促進法など施行がされました。また、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会参加し、自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための障害者基本計画（第5次）が策定されました。

このような背景を踏まえ、国が示す障害者基本計画に即した総合的かつ計画的な推進を図るため、この度、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする第4次中能登町障がい者基本計画を策定いたしました。

また、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする中能登町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を策定し、障がい者の地域移行や社会参加を促進するため必要となる障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援などの提供体制についての協議を行い、国の指針に即して障害福祉サービスの量(目標値)の見込や方策などについて決めました。

今後は、策定した計画に基づいて「地域共生社会の実現」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」「障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組」を各分野に共通する横断的視点から、障がいのある人が個性を発揮して活躍できる地域社会を目指して、障がい者施策を推進してまいります。

これらの計画を実現していくためには、行政だけではなく、町民の皆さまをはじめとして、関係機関や地域の協力、企業などが互いに連携を図りながら取り組んでいくことが大切であると考えておりますので、地域に住むすべての人、一人ひとりが障がいの理解者として、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査などで貴重なご意見・ご提案をいただきました皆さま、本計画の策定にご協議をいただきました皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

中能登町長 宮下 為幸

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 本計画の法的根拠	2
3. 他計画との関係	3
4. 計画の期間	3
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	4
1. 人口・世帯数の推移	4
2. 障がいのある人の推移	5
3. アンケート調査結果からみる現状	12
4. 3次計画の評価検証	17
第3章 計画の考え方	21
1. 計画の基本理念	21
2. SDGs の達成に向けた取り組み	22
3. 基本目標	23
4. 施策体系	24
第4章 施策の展開	26
基本目標1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	26
基本目標2 安全・安心な生活環境の整備	29
基本目標3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	32
基本目標4 防災、防犯等の推進	35
基本目標5 保健・医療の推進	38
基本目標6 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	41
基本目標7 教育、文化・芸術・スポーツ活動の充実	44
基本目標8 雇用・就業、経済的自立の支援	49
第5章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	52
1. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画におけるサービスの提供状況	52
2. 事業所アンケート調査結果からみる現状	62
3. 令和8年度における成果目標・活動指標	63
4. 障害福祉サービスの見込量と方策	70
第6章 計画の推進	85
1. 事業の円滑な推進に向けて	85
2. 計画の点検・評価	86
資料編	87
1. 中能登町障がい者基本計画等策定委員会設置要綱	87
2. 中能登町障がい者基本計画等策定委員会委員名簿	89
3. 用語解説	90

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や核家族化が進み、住民の価値観や生活様式が多様化している現代社会において、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑・多様化しており、すべての障がいのある人が、地域で安心して生活することができる住みやすいまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てることなく、個人の人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことが出来るまちづくりが必要となります。

中能登町（以下、「本町」という。）では、平成 29 年 3 月に「中能登町第 3 次障がい者基本計画」を策定し、障がい者施策を進めてきました。また、令和 3 年には、中能登町第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図ってきました。

この間、国においては、平成 30 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の一部が改正され、障がいのある人の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援の多様化さらに、障がい者の社会参加や雇用の促進に関する法律等が制定・改定されており、様々な分野における差別の解消、共生社会実現に向けた環境整備が進み、障がいのある人を取り巻く環境及び施策は大きく変化しています。

本町では、福祉の上位計画として、令和 5 年 3 月に「ふれあい 支え合い 地域でつなげる福祉の輪」を基本理念とする「第 3 次中能登町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を新たに策定しています。

また、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、障がいのある人や家族の生活にも影響を及ぼしており、今後は、感染症対策を踏まえ、アフターコロナ時代を見据えたサービスを提供していくことが重要となります。

こうした状況を踏まえ、「中能登町第 4 次障がい者基本計画、第 7 期障がい福祉計画、第 3 期障がい児福祉計画」（以下、本計画という）を策定します。

■近年の国の動向

年	主な制度・法律	主な内容
平成 30 年	成年後見制度利用促進法の施行	・ 成年後見制度利用促進基本計画の策定
	【改正】発達障害者支援法の施行	・ 発達障がい者支援地域協議会の設置 ・ 発達障がい者支援センター等による支援に関する配慮
	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・ 障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・ 障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進
平成 31 年	障害者文化芸術推進計画策定	・ 障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ・ 障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・ 地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
令和 元年	【改正】障害者雇用促進法 ※令和 2 年 4 月施行	・ 障がい者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・ 特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・ 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和 3 年	【改正】障害者差別解消法	・ 合理的配慮の提供義務の拡大
	医療的ケア児支援法	・ 子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ
令和 4 年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	・ 障がい者による情報の取得・利用・意思疎通にかかる施策推進にあたり、障がいの種類・程度の応じた手段を選択できるようにする
令和 5 年	障害者基本計画（第 5 次）策定	・ 障がい者が自分の意思に基づいて社会活動に参加し、能力を最大限に発揮して自己実現することを支援すると同時に、社会的な障壁を取り除くことを目標とする

2. 本計画の法的根拠

第 4 次障がい者基本計画（令和 6 年度～令和 11 年度）

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障がい者計画で、町の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定める計画です。

第 7 期障がい福祉計画（令和 6 年度～令和 8 年度）

障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障がい福祉計画で、計画期間各年度の障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量や提供体制を定める計画です。

第 3 期障がい児福祉計画（令和 6 年度～令和 8 年度）

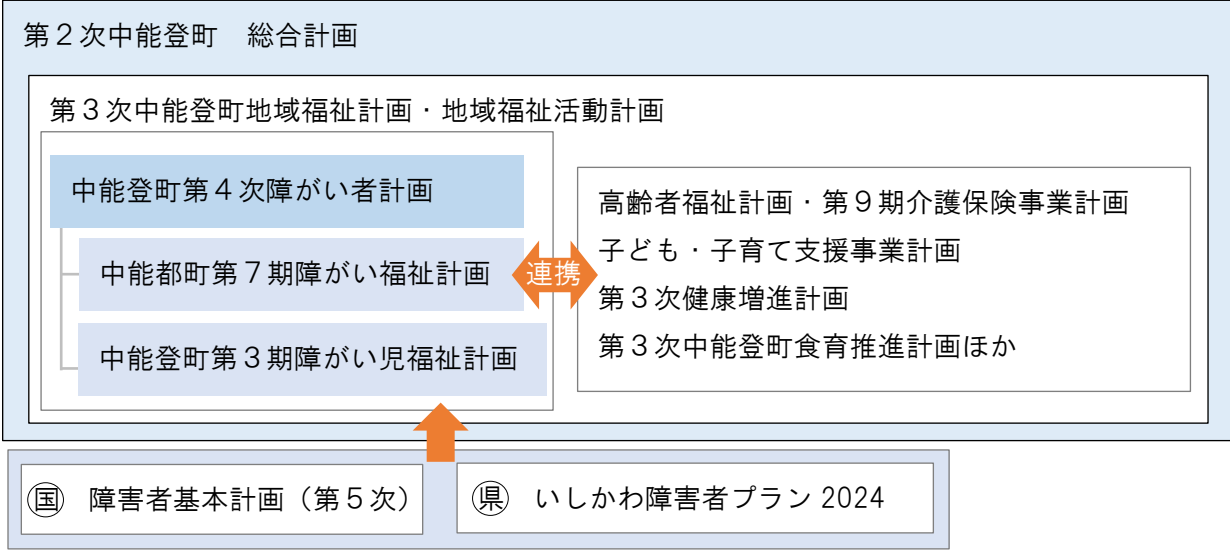
児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障がい児福祉計画で、計画期間各年度の障がい児通所支援及び障がい児相談支援の見込み量や提供体制を定める計画です。

3. 他計画との関係

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」、石川県の「いしかわ障害者プラン 2024」との整合性を踏まえ、策定しています。

本計画は「第2次中能登町総合計画」を最上位計画とし、さらに「第3次中能登町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を福祉分野の上位計画と位置づけ、障がい者福祉分野の個別計画として「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」「第3次健康増進計画」等の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と連携のとれたものとします。

■計画の位置づけイメージ



4. 計画の期間

「中能登町第4次障がい者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。
「中能登町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

■計画の期間

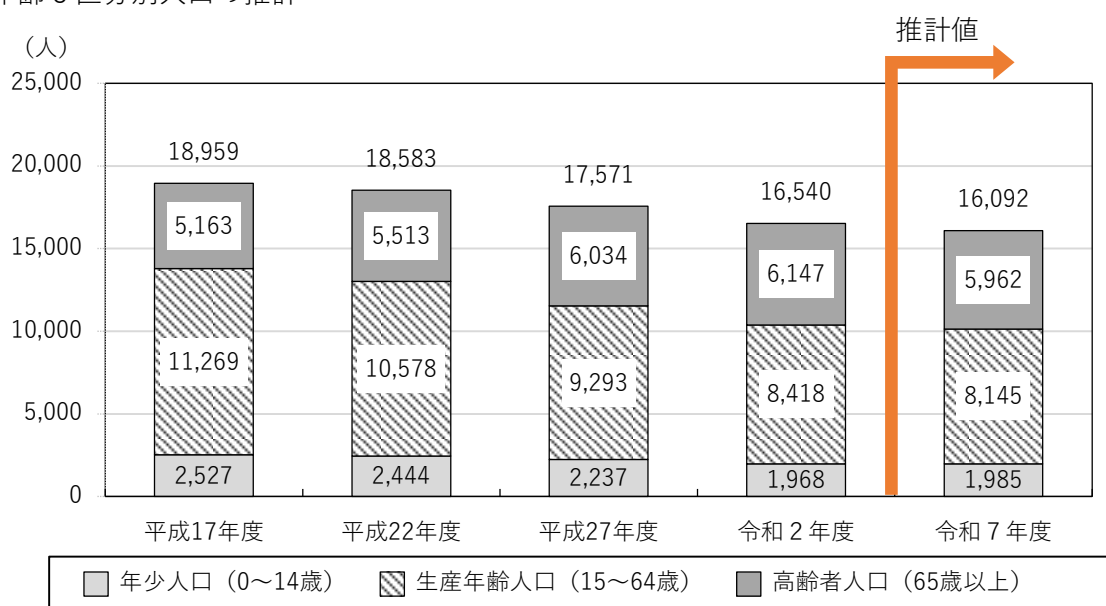
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい者計画	第4次（令和6～11年度）					
障がい福祉計画	第7期（令和6～8年度）			第8期（令和9～11年度）		
障がい児福祉計画	第3期（令和6～8年度）			第4期（令和9～11年度）		

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1. 人口・世帯数の推移

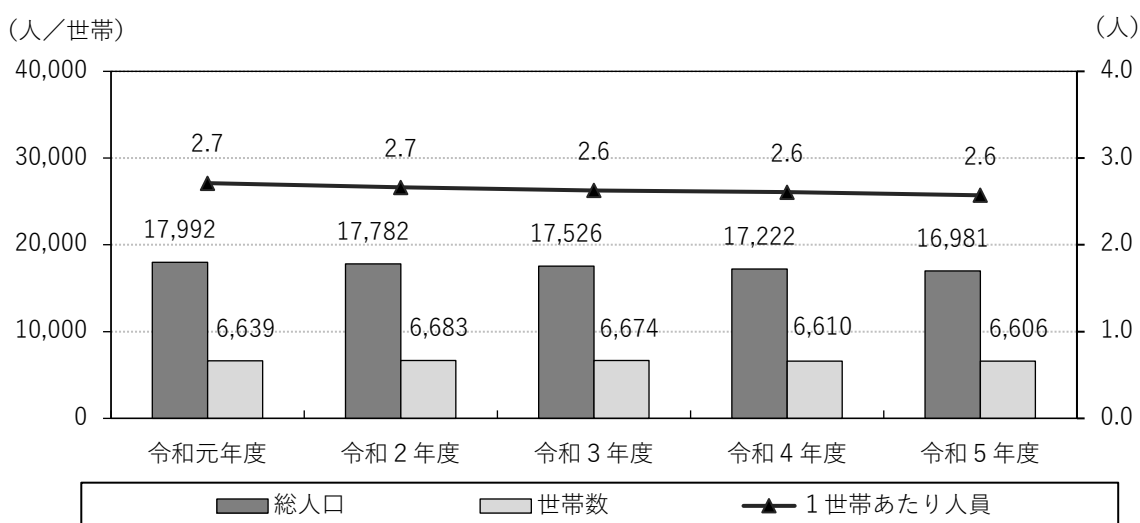
総人口は減少傾向で推移しています。65歳以上の高齢者人口も令和2年度までは増加傾向にありましたが、令和7年度には減少する見込みとなっています。世帯数は令和2年度以降減少傾向で推移しており、一世帯あたり人員は横ばいで推移しています。

■年齢3区分別人口の推計



資料：平成17年度から令和2年度は国勢調査
令和7年度は総合計画における推計人口

■世帯数・1世帯あたり人員数の推移



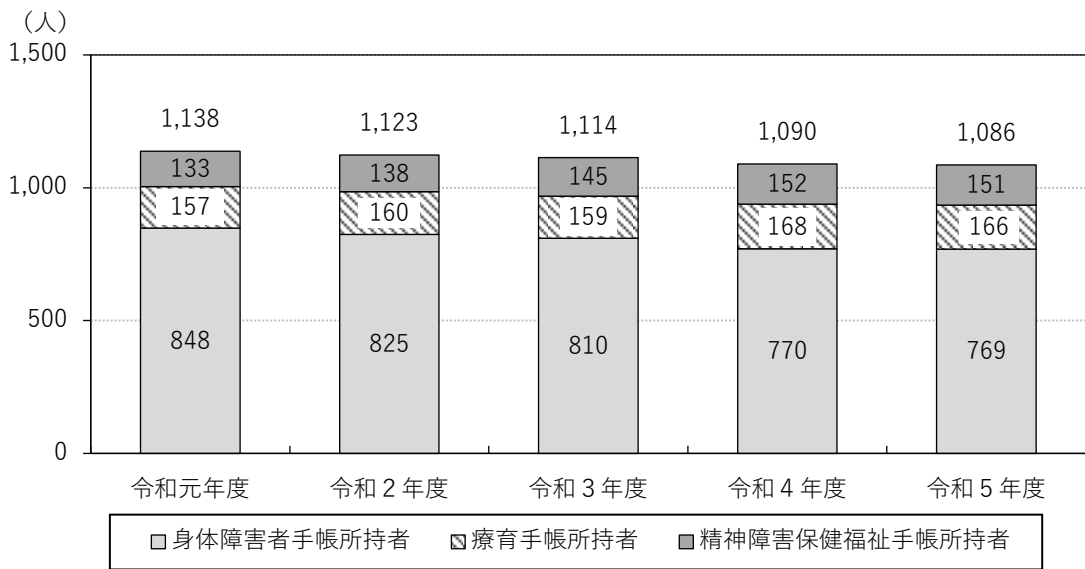
資料：中能登町長寿福祉課（各年4月1日現在）

2. 障がいのある人の推移

(1) 障害者手帳所持者の状況

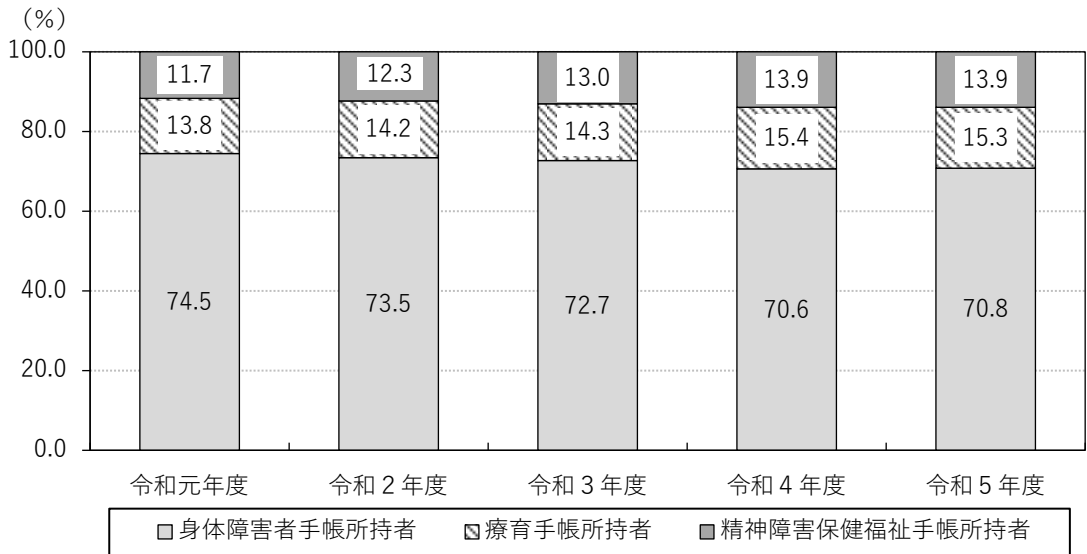
障害者手帳所持者数の推移をみると、全体では平成 30 年度の 1,156 人をピークに令和元年度以降は減少傾向にあり、令和 5 年度現在では 1,086 人となっています。身体障害者手帳所持者は近年減少傾向にあるものの、いずれの年においても最も多く、令和 5 年 4 月 1 日では 769 人で 70.8%を占めています。精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にあります。

■手帳の種類別の推移



資料：中能登町長寿福祉課（各年 4 月 1 日現在）

■手帳の種類別の構成比推移



資料：中能登町長寿福祉課（各年 4 月 1 日現在）

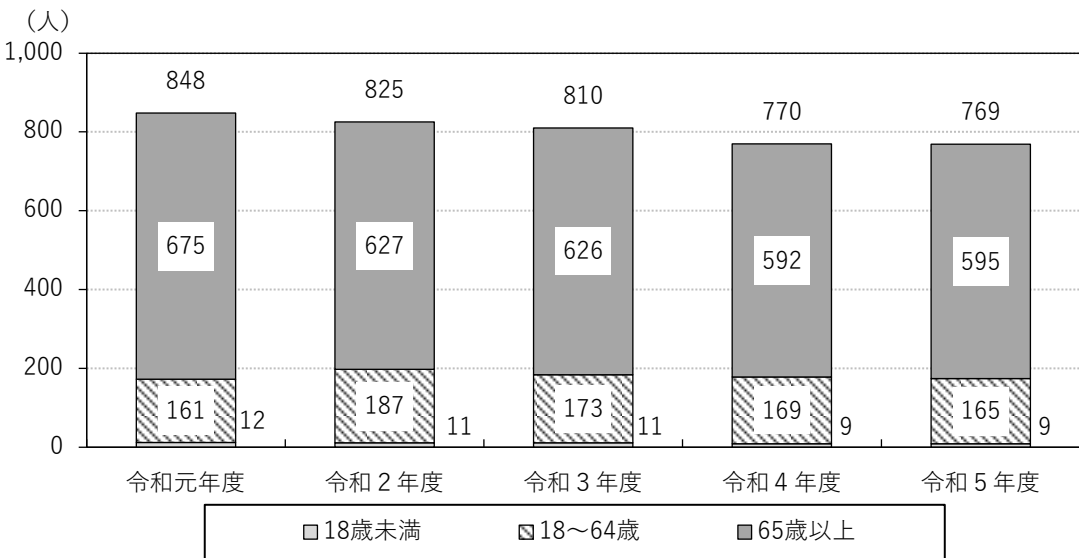
(2) 障害者手帳の交付状況

①身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年度以降減少傾向にあり、令和5年度現在では769人となっています。

年齢区分別にみると、いずれの年においても65歳以上が最も多くなっています。

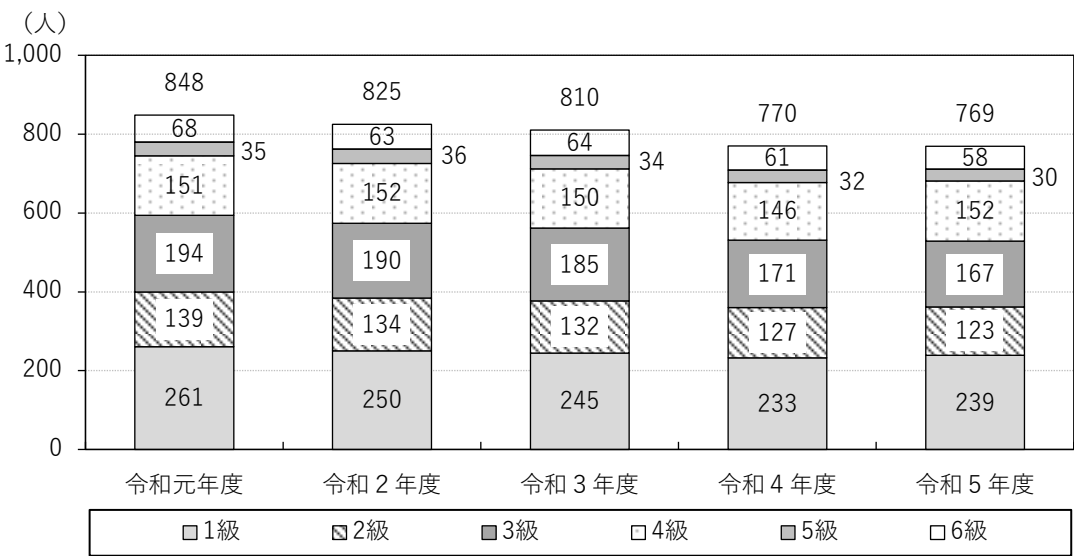
■年齢区分別の推移



資料：中能登町長寿福祉課（各年4月1日現在）

等級別にみると、令和元年度以降、すべての等級において減少傾向にあります。いずれの年においても1級が最も多く、令和5年度現在では239人となっており、次いで3級、4級が多くなっています。

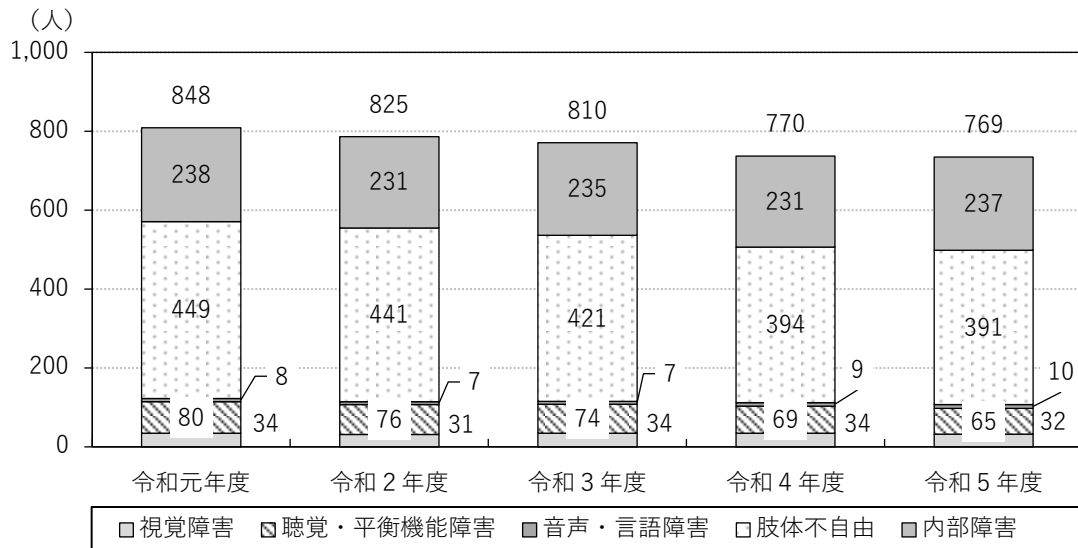
■等級別の推移



資料：中能登町長寿福祉課（各年4月1日現在）

障がいの種類別にみると、いずれの年においても肢体不自由が最も多く、令和5年度現在では391人となっており、次いで内部障害、聴覚・平衡機能障害が多くなっています。

■障がいの種類別の推移

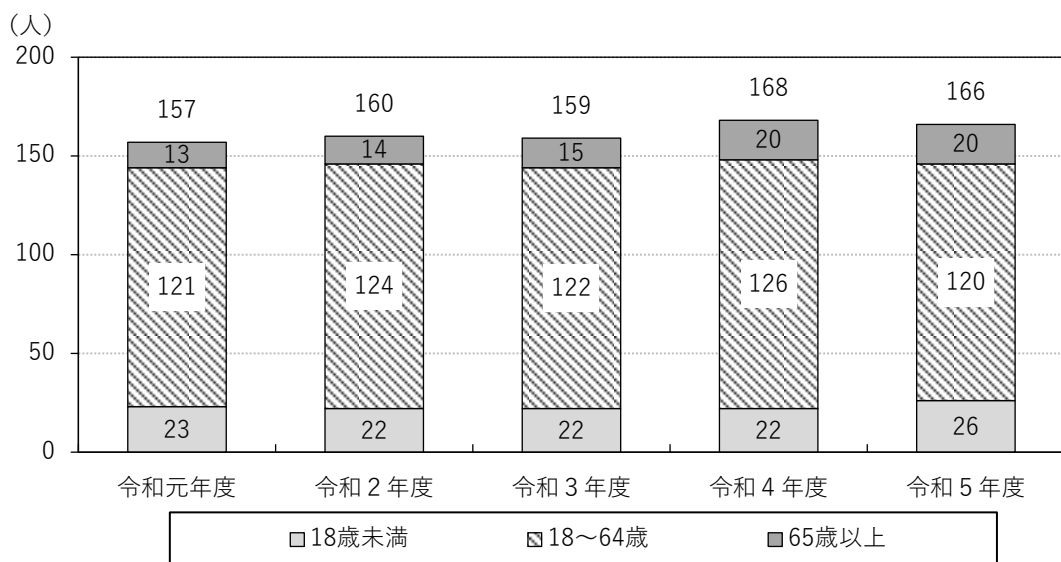


資料：中能登町長寿福祉課（各年4月1日現在）

②知的障がいのある人

療育手帳所持者数の推移をみると、令和元年度以降増減を繰り返しており、令和5年度現在では166人となっています。年齢区分別にみると、いずれの年においても18～64歳が最も多くなっています。

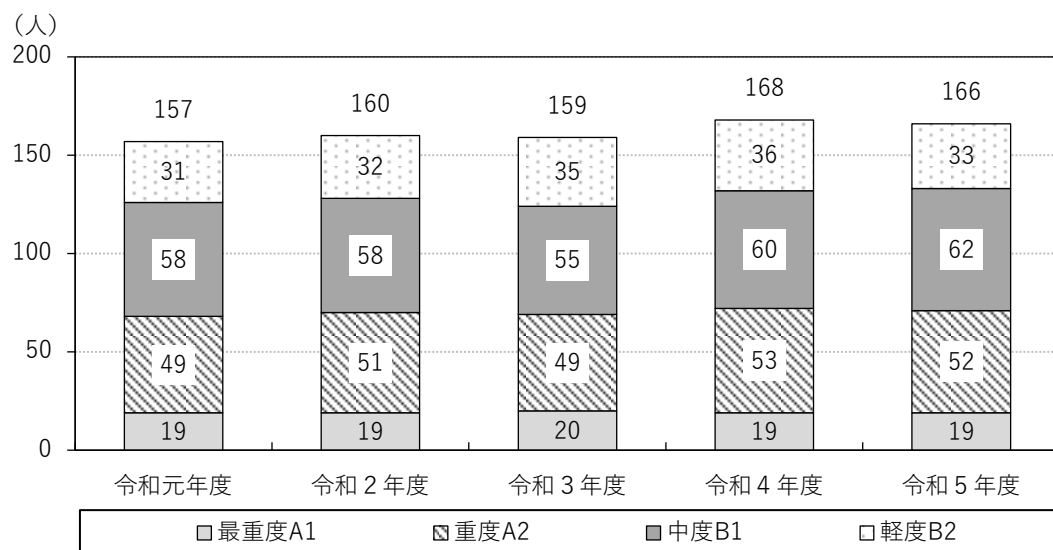
■年齢区分別の推移



資料：中能登町長寿福祉課（各年4月1日現在）

等級別にみると、令和元年度から令和5年度現在にかけてすべての等級においてほぼ横ばいの状態が続いています。いずれの年においても中度B1が最も多く、令和5年度では62人となっており、次いで重度A2、軽度B2が多くなっています。

■等級別の推移

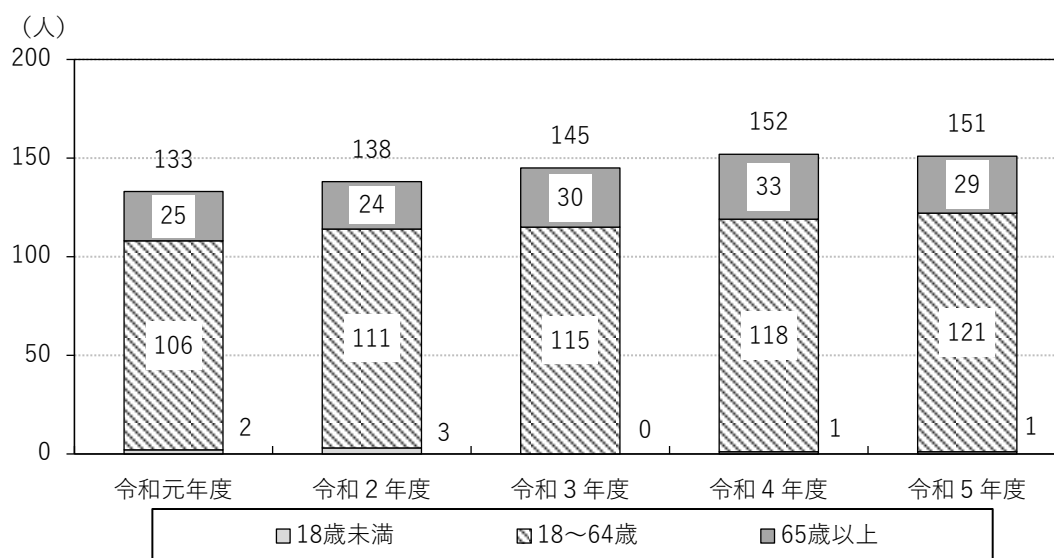


資料：中能登町長寿福祉課（各年4月1日現在）

③精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、令和5年度現在では151人となっています。年齢区分別にみると、いずれの年においても18～64歳が最も多くなっています。

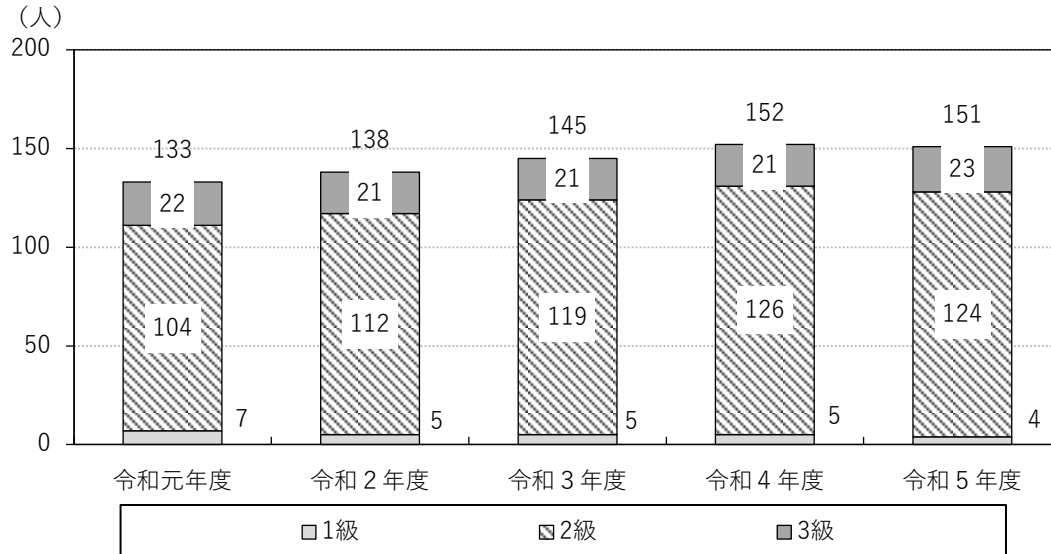
■年齢区分別の推移



資料：中能登町長寿福祉課（各年4月1日現在）

等級別にみると、令和元年度から令和5年度日現在にかけて1級、3級はほぼ横ばいの状態が続いていますが、2級は増加傾向にあります。いずれの年においても2級が最も多く、令和5年度では124人となっています。

■等級別の推移

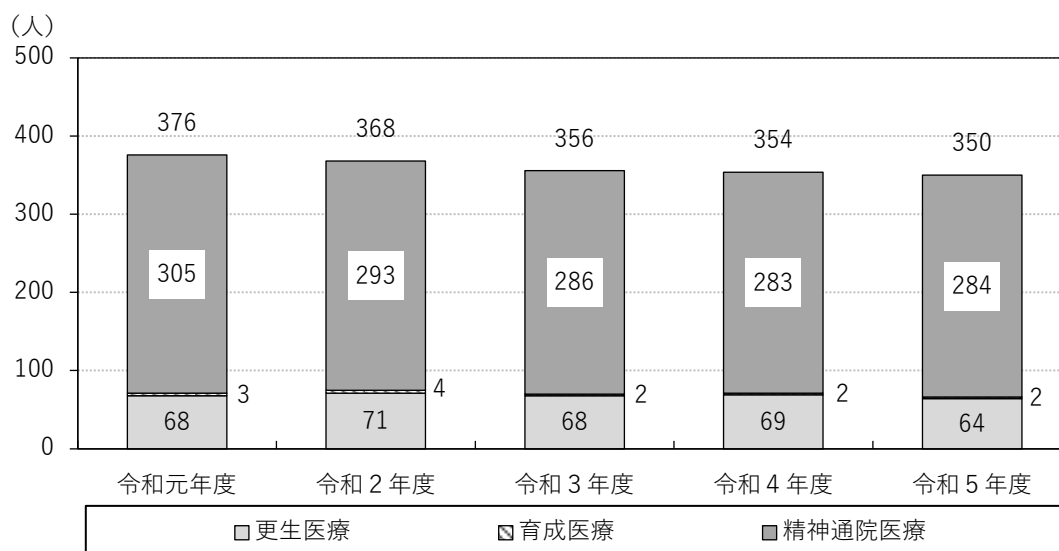


資料：中能登町長寿福祉課（各年4月1日現在）

④自立支援医療の状況

自立支援医療費受給者数の推移をみると、全体では令和元年度以降減少傾向となっており、令和5年度現在では350人となっています。令和5年度現在の受給者数は、更生医療が64人、育成医療が2人、精神通院医療が284人となっています。

■自立支援医療費受給者数の推移

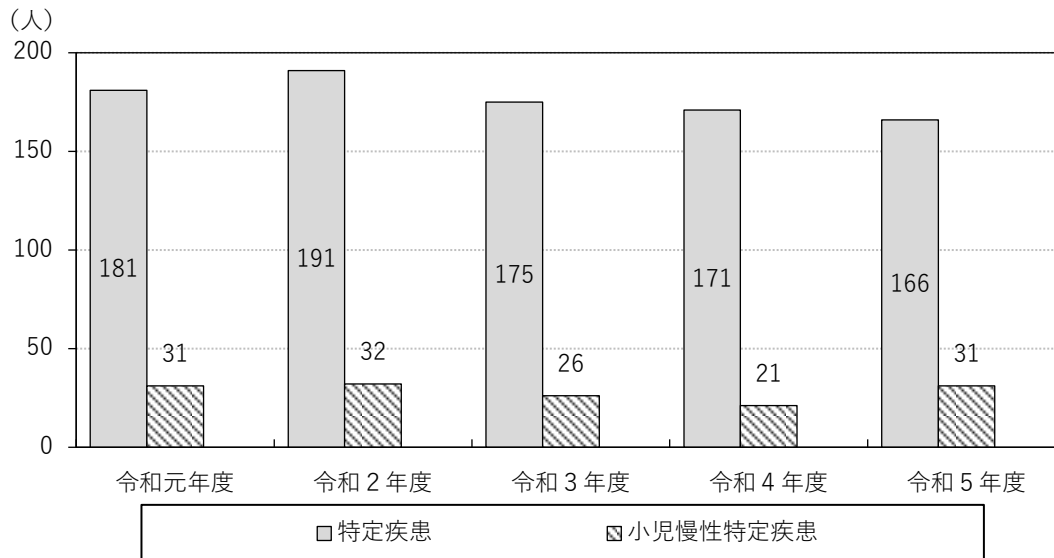


資料：中能登町長寿福祉課（各年4月1日現在）

⑤難病患者の状況

難病患者の状況をみると、特定疾患、小児慢性特定疾患の患者数は令和元年度以降増減を繰り返しており、令和5年度現在では特定疾患の患者数は166人、小児慢性特定疾患の患者数は31人となっています。

■難病患者数の推移

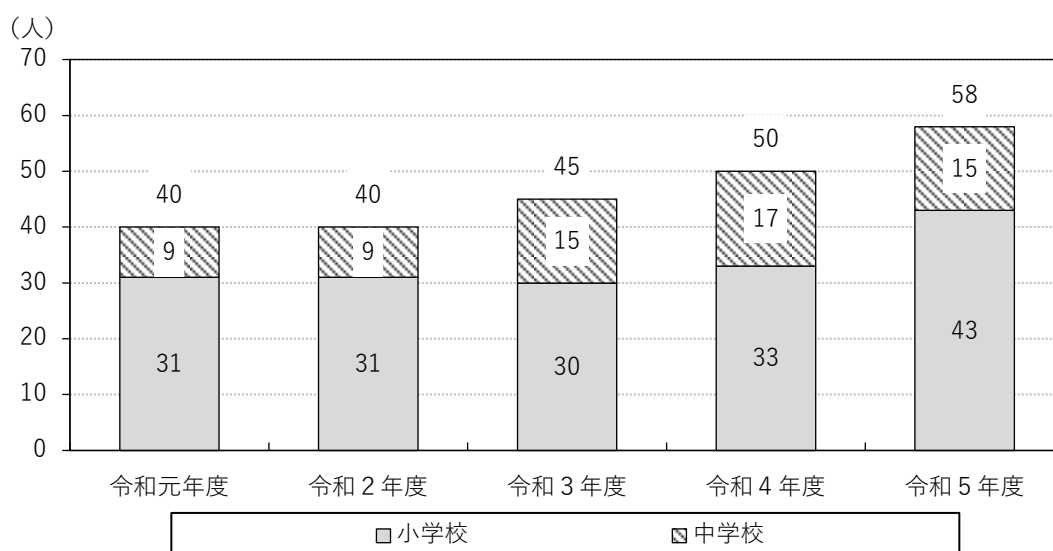


資料：石川県能登中部保健福祉センター（各年4月1日現在）

⑥特別支援学級の在籍者数の状況

特別支援学級の在籍者の推移をみると、年々増加傾向にあり、令和5年度では小学校が43人、中学校が15人となっています。

■特別支援学級の在籍者数の推移

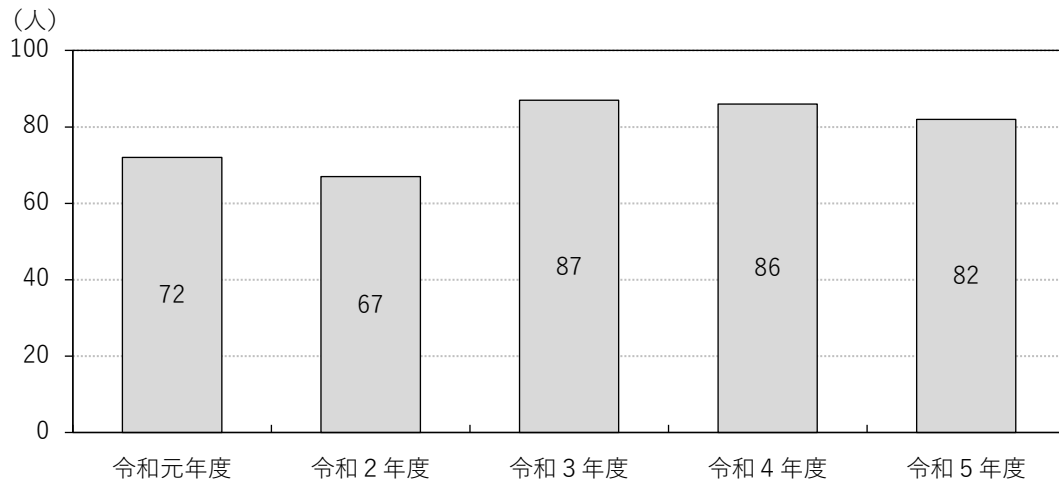


資料：学校教育課（各年5月1日現在）

⑦通級教室の利用者数の状況

通級教室の利用者数の推移をみると、令和元年度以降増減を繰り返しており、令和5年度現在では82人となっています。令和元年度と比べると利用者数は10名増加しています。

■通級教室利用者数の推移



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

⑧特別支援学校の状況

特別支援学校の在籍者数の推移及び、卒業生の進路については以下の表のとおりとなっています。

■特別支援学校の在籍者数の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部	7	7	7	8	7
中学部	3	5	5	4	3
高等部	8	7	4	5	8

資料：七尾特別支援学校（各年5月1日現在）

■特別支援学校の卒業生の進路

単位：人

	令和元年度 卒業生	令和2年度 卒業生	令和3年度 卒業生	令和4年度 卒業生	令和5年度 卒業生
就職	0	2	2	0	—
福祉施設通所・在宅等	1	2	1	0	—
その他	0	0	0	0	—

資料：七尾特別支援学校（各年5月1日現在）

3. アンケート調査結果からみる現状

(1) 町民・事業所アンケート調査

①調査概要

●調査対象者

①障がいのある人の福祉に関するアンケート調査

町内在住の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

②障害福祉サービス事業所アンケート調査

町内にいる障害福祉サービス・地域生活支援事業を提供している事業所

●調査期間と調査方法

調査期間	令和4年7月29日（金曜日）～8月24日（水曜日）
調査方法	郵送による配布・回収

●調査票の回収状況

対象者	配布数 (件)	有効回収数 (件)	有効回収率 (%)
①障がいのある人の福祉に関するアンケート調査	600	301	50.0
②障害福祉サービス事業所アンケート調査	19	13	68.0

②調査結果

差別や偏見について

○差別や偏見を感じることにについては、「よく感じる」が8.6%、「ときどき感じる」が28.6%とあわせて**37.2%の人が差別や偏見**を感じています。前回調査（平成28年）でも、ほぼ同じような結果となっており、まだまだ根強い差別や偏見が感じられます。

○差別や偏見が感じられる場所として、「**まちなかでの視線**」（32.1%）が高くなっており、障がいのある人が地域での生活の中で、日々感じていることがうかがわれます。

障がいのある人の就労支援について

○障がいのある人の就労支援については、「上司や同僚に障がいの理解があること」（35.0%）、「企業などにおける障がい者雇用への理解」（32.9%）といった障がいや**障がい者雇用に対する理解**が必要とされています。

前回調査（平成28年）でも同様の課題が上位に挙がっていました。

○差別や偏見をなくしていくためにも、障がいや障がいのある人に対する**理解を深める広報・啓発活動**を充実していく必要があります。

地域での生活に必要な支援について

○地域で生活するために、必要な支援については、「**経済的な負担の軽減**」が52.2%と最も高く、次いで、「**相談対応などの充実**」が35.9%、「**在宅で医療的ケアなどが適切に受けられる**」が31.6%、「**必要な在宅サービスが適切に利用できる**」が30.6%となっています。前回調査（平成28年）と比較すると、「**相談対応などの充実**」が高くなっており、相談支援体制のさらなる充実が求められています。

地震や災害のときの支援について

- 地震や災害のときに困ることについては、「**避難場所まで行けない**（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が32.6%と3割を超えて高くなっています。以下、「**福祉避難所が利用できるかわからない**」、「**避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安**」等が続いています。
- 災害時における障がい者対策として強く望むことについては、「**必要な治療や薬を確保してほしい**」が39.2%と最も高く、次いで、「**避難所までの支援をしてほしい**」が31.2%、「**災害情報を知らせてほしい**」が30.2%となっています。
- 災害時の支援については、いかに**迅速に避難する体制**をつくれるか、**福祉避難所の体制整備**ができるか、**医療的ケア**に対して不安がないよう関係機関との連携が取れるか等多くの課題があるため、今後の検討が必要となります。

障害福祉サービスの利用について

○障害福祉サービスの利用については、利用者が27.2%と約3割となっています。一方、「**知らなくて利用したことがない**」が未利用者が16.9%となっています。この結果から、利用できる条件にありながら、未利用の方もいることがうかがわれるため、何が利用できるかの**パンフレット等の情報提供**をすることにより、必要な支援に結び付ける必要があります。

中能登町の暮らしやすさについて

- 障がいのある人にとって暮らしやすいかについては、「**暮らしやすい**」が59.8%、「**とても暮らしやすい**」が9.0%と、約7割が「**暮らしやすい**」と回答しています。一方、「**少し暮らしにくい**」が14.6%、「**暮らしにくい**」が4.0%となっています。
- 全体的な評価としては、「**暮らしやすい**」が約7割であるため、おおむね良い評価と言えますが、今後さらに「**暮らしやすい**」という回答が増えるように、総合的な評価の向上につながる**障がい者施策の展開**が必要となります。

(2) 福祉事業所等ヒアリング調査結果の概要

①調査概要

- 調査期間：令和5年（2023年）7月
- 調査対象：石川県立七尾特別支援学校、一般社団法人なお・なかのと就労支援センター、社会福祉法人つばさの会、株式会社A・S・K（順不同）

②調査結果

(1) 理解の促進や地域交流について
地域の行事への参加など、もっと「かかわり」を増やしていきたい
地域住民・企業・行政など幅広く連携できるよう取り組んでいきたい
町の児童委員・民生委員研修会で「障がいの理解」をテーマの講演をしてほしい
地域理解を進めるための講演会・研修会を開催するので参加してほしい
社会福祉協議会レベルでボランティアのマッチング
住民に対する継続した啓発活動が重要
地域のイベントが再開されているので障がい者さんにも参加を促したい
発達障がいについての理解を啓発できる取り組み
(2) 生活環境について
他市町のような乗合タクシーの定期的な運行
移動販売の地域の公民館等での活用
障がい者用グループホーム建設への（町）補助制度導入
公共交通機関利用時の補助制度導入
障がい者以外の方々の理解のための継続的な啓発が重要
バリアフリー化は進んでいるが一部の地域が不便と感じる方もいる
外出機会確保のためタクシー利用や割安な公共交通サービスの導入
(3) 情報・コミュニケーションについて
家計（金銭）面で携帯電話を持たない方のインターネット活用は困難
災害対応等、住民の居住実態を自治体など関係機関間のコミュニケーションが必要
支援者側のICT整備と教育並びに情報格差を埋める支援
障がい者のコミュニティが少なく孤立状態で、就労の場に求められるのには困惑
手話通訳者の派遣

(4) 安全・安心について
消防見学や防犯教室を企画し、お互いを知るきっかけになってほしい
当事者の連絡手段や支援者の把握できる支援が必要
障がい者用の福祉避難所の開設
地域住民の方との理解と啓発が必要
安否確認できない方の確認方法が不十分
災害時の個別の対応マニュアルと地域・事業者・家族間の連携
周囲に生活実態が分かり難い知的障がい者・精神障がい者への支援・見守りの検討が必要

(5) 行政サービスにおける配慮について
放課後デイサービスを卒業すると状況が分からなくなる
個人情報漏れる懸念のため支援者を固持される事があり、行政の関与を明確に
障害福祉サービスの情報が伝わり難い方への支援
「中能登町の障害福祉サービス」のイラストや図を活用した分かりやすい周知

(6) 保健・医療について
障がい者向け福祉サービスや医療費控除には早く動いて頂き助かっている

(7) 本人の意思決定・地域生活について
本人が理解したうえで選べるグッズや選びなおし出来る制度が必要
家族会のようなサロンや年齢問わずに交流できる機会
成年後見制度の利用促進と中核機関による情報提供
障がいの方、地域の方、双方にわかりやすい説明と理解を継続して必要

(8) 療育・保育・教育について
学校、相談員、放課後デイで別々に計画が作成され支援がブツ切りとを感じる
連携のため、保育園から各学校等団体の定期的な情報共有システムが必要
遊び場の確保とユニバーサル遊具の設置
医療的ケア児の現状把握と放課後デイの仕組み等生活課題に関する関係機関での共有

(9) 雇用・就労、経済的自立への支援について
求める作業ができず途中で辞めてしまう方がいるので関係者間の情報交換が必要
作業によっては即戦力になるので企業側に障害者雇用相談窓口の周知が必要
福祉的就労等の会社・事業所の障がい者理解を進め一般就労での雇用先の確保
商工会の理解と協力、連携の強化に向けたサポーター養成と人材が必要
自活希望者へのグループホーム等の必要性や単身で住み慣れた地域で生活できる体制づくり
障がいのある人が働ける可能性のある様々な産業の誘致

(10) 文化芸術活動・スポーツなどについて
障がい者と言う事で嫌う当事者がいるので、地域の一員として参加できる試みを
継続的定期的に作品展示の場が必要
陸上・駅伝等競技性のあるスポーツを障がい者と一緒に活動する
健康増進のための健康体操等プログラムはストレス発散や見守りにつながる
障がいのある人の文化芸術活動やスポーツの普及の取り組み

(11) 中能登町の障害者施策について
行政・住民（各種団体）・施設間での円滑・最小限の情報共有と共同支援のための連携
必要にもかかわらず利用されていない障害福祉ニーズの発掘・把握
数年内にヘルパー人材の不在が危ぶまれるため早急な地域移行などの検討が必要
就労支援A型、B型と連携し、障がい者への仕事発注など仕事ができる環境を整えることが必要
地域で安心して生活できる環境や制度整備に加え、共助のための人材育成が必要

(12) 地域住民の活動との連携について
お祭りやゴミ拾いなどのボランティア活動への積極的な参加
消防見学や防犯教室を企画する等、お互いを知る機会が必要
異なる地域での課題を共通化して、連携のとれるマニュアル作成
地域での困り事や相談窓口、連携先を行政が見極めて連携を強化
ヘルパー不足の中、早急に地域移行を模索すべき
障がい者の意見や地域での存在感を実感して頂くため、地域の障がい理解促進が必須



4. 3次計画の評価検証

基本目標1 共生社会の実現に向けた啓発の促進

①差別の解消・権利擁護の推進

成年後見制度利用支援事業においては、広報やホームページで成年後見制度の相談窓口や制度の周知を行うとともに、日々の相談の中で情報を提供しました。また、本人の権利擁護のため、必要に応じて町長による申立等を行い、スムーズに成年後見制度が利用できるよう経費の補助を行いました。令和4年1月には中核機関を設置し、弁護士などの専門職による権利擁護ネットワークを構築して相談支援体制を強化し、専門職によるアドバイスや広報、ホームページによる情報提供を実施しました。

②広報・啓発活動の推進

障がいに対する理解促進を図るため、広報やケーブルテレビ、ホームページ等で情報を周知しました。加えて、福祉のつどいで手話体験コーナーの設置や障害者就労支援事業所による野菜などの作物や加工食品、小物等の販売を行い普及啓発に努めました。

基本目標2 地域における自立と社会参加の促進

①障がいのある子どもへの支援体制の強化

母子保健福祉連絡会において、関係機関や関係団体で町内の障がいのある子どもに関する情報の共有や対応の検討を行いました。

障がいのある子どもの親への支援としては、保健センターや子育て支援室の相談窓口での相談支援に取り組みました。

保育園や子ども園への支援としては、専門相談員を派遣や子ども家庭支援員による相談支援を行うための体制整備に取り組みました。

保育園や子ども園においては、障がいのある乳幼児に発達段階に応じた支援を行っており、特に保育園では障がいのある児童の受け入れに向け、園内の動線の検討やクールダウンできる場所づくり、専任職員の配置に取り組みました。

福祉サービスの充実に向けた取り組みとしては、本町の保健師がパイプ役となり、保護者の同意の元、必要に応じて保育園や保健所、県立特別支援学校、医療機関等と連携し、福祉サービスの利用を支援しました。また、障害児通所給付費の支給やサービスを希望する18歳未満の児童への短期入所の支援を行っており、診断のない希望児童のケースには専門家による意見書提出で対応しています。

課題としては、保護者に対して、児童の特性にあった育児を行うための支援を提供する専門的な人材の確保が挙げられます。

① 教育環境の充実

ハード面においては、学校施設のバリアフリー化や GIGA スクール構想による端末整備を完了しました。一方で、端末等を使用した ICT 環境を運用するうえでの対応が課題となっています。

ソフト面においては、障がいのある子どもの就学前後の悩みに関して、児童や保護者を対象に相談支援を実施しました。加えて、医療的ケア児を対象に校内研修を実施しました。また、障がいのある子どもへの教育の充実に向け、特別支援教育支援員の配置や情報共有のための打ち合わせ、教職員を対象とした特別支援教育支援員研修の実施に取り組みました。

課題としては、多様化する障がい児への対応が挙げられます。

③ スポーツ・文化活動・交流活動の促進

文化活動では、各生涯学習施設においてボランティア団体の協力により講座や教室が開催されました。社会福祉協議会の主催する「福祉のつどい」では、障がい者優先席を設置し、手話通訳士や要約筆記者を設置しました。

スポーツ活動では、県障害者スポーツ大会への参加支援やスポーツ施設のバリアフリー化に取り組みました。

課題としては、多様化する障がい者のスポーツ・文化活動などへの参加促進が挙げられます。

④ 雇用・就労などの促進

障がいのある人を雇用・就労につなげる取り組みとして、就労移行支援事業や就労継続支援サービス A 型（雇用型）、就労継続支援サービス B 型（非雇用型）を実施しています。就労継続支援サービスでは、「なお・なかのと就労支援センター」が企業と就労事業所の調整役として仕事を斡旋することで工賃保障にもつながりました。

就労した障がいのある人へのフォローアップについては、「さいこうえん障害者就業・生活支援センター」に委託して、障がいのある人の就労や生活に対する様々な相談支援やサポートを実施しました。

事業主への障がい者雇用の啓発については、七尾市・中能登町地域自立支援協議会（しごとの部会）で模擬面接会や職場実習制度（チャレンジワーク）の周知を図るとともに、就労事業所の企業向け PR 動画を作成しました。

課題としては、雇用者の障がいに対する周知と障がい者本人の労働意欲の向上と、就労継続支援サービスから一般就労に対してのフォローアップが挙げられます。

基本目標 3 身近で暮らせるための切れ目のない支援

① 障害福祉サービスの充実

障害福祉サービスの提供においては、コロナ禍での利用の減少がありましたが、困難を抱える人に適切なサービスが行き届くよう取り組んでいます。

課題としては、新規の障害者手帳所持者の人が利用できる障害福祉サービスの内容を把握できていないことが考えられるため、周知の方法を検討する必要があります。

②保健・医療体制の充実

妊婦乳幼児健康診査やその後の訪問指導等を通じて、障がいの早期発見や保護者への相談支援を実施しています。加えて、新生児の検査費用の助成を行っています。

また、生活習慣病の予防に向けた国保特定健診や後期高齢者健診の実施や受診勧奨を通じて、脳血管や心疾患等の障がいの予防に取り組みました。

精神保健の推進においては、「こころの健康講座」や「あんしん個別相談」を通じて、知識の普及や悩みを抱える人への相談支援を行っています。また、七尾市・中能登町地域自立支援協議会（くらしの部会）における事例検討や地域課題の意見交換、ゲートキーパー養成講座を通じて、悩みを抱える人を地域で支えるための体制づくりに取り組んでいます。

課題としては、一人ひとりの困りごとへの対応や地域の課題を解決するうえで、コーディネーターの役割を果たす人材の確保をする必要があります。

③相談支援の連携・強化

七尾市と共同で相談支援専門員による相談支援を実施しており、「しごと・くらし・こどもの各部会」や相談連絡会等を定期的に開催し、情報共有を図っています。また、障害者相談員や町内の相談支援事業所のひきこもり支援推進事業において、障がいのある人やその家族の相談に対応しています。

課題としては、相談支援の内容が複雑化している困難なケースが増加していることが挙げられます。

④わかりやすい情報提供

ケーブルテレビでの手話講座や町内の小学校等で手話啓発講座の開催により、障がいのある人についての知識の普及を推進しています。加えて、七尾市と合同で手話奉仕員養成講座を開催し、地域でのコミュニケーションをサポートする人材の確保に努めました。また、県の障害者スポーツ大会への参加支援を行いました。

基本目標4 安心・安全のまちづくり

①バリアフリー化の推進

ハード面のバリアフリー化においては、町道の歩道等の段差解消に加えて、町営住宅や役場施設、小学校のバリアフリー化を行いました。

課題としては、町全体のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた計画的な改修が挙げられます。

②交通・移動手段の確保

コミュニティバスの運行の実施やパンフレットによる移動支援事業及び福祉タクシー利用助成事業の周知に取り組みました。

課題としては、移動が困難な人向けの取り組みや燃料費の高騰への対応が挙げられます。

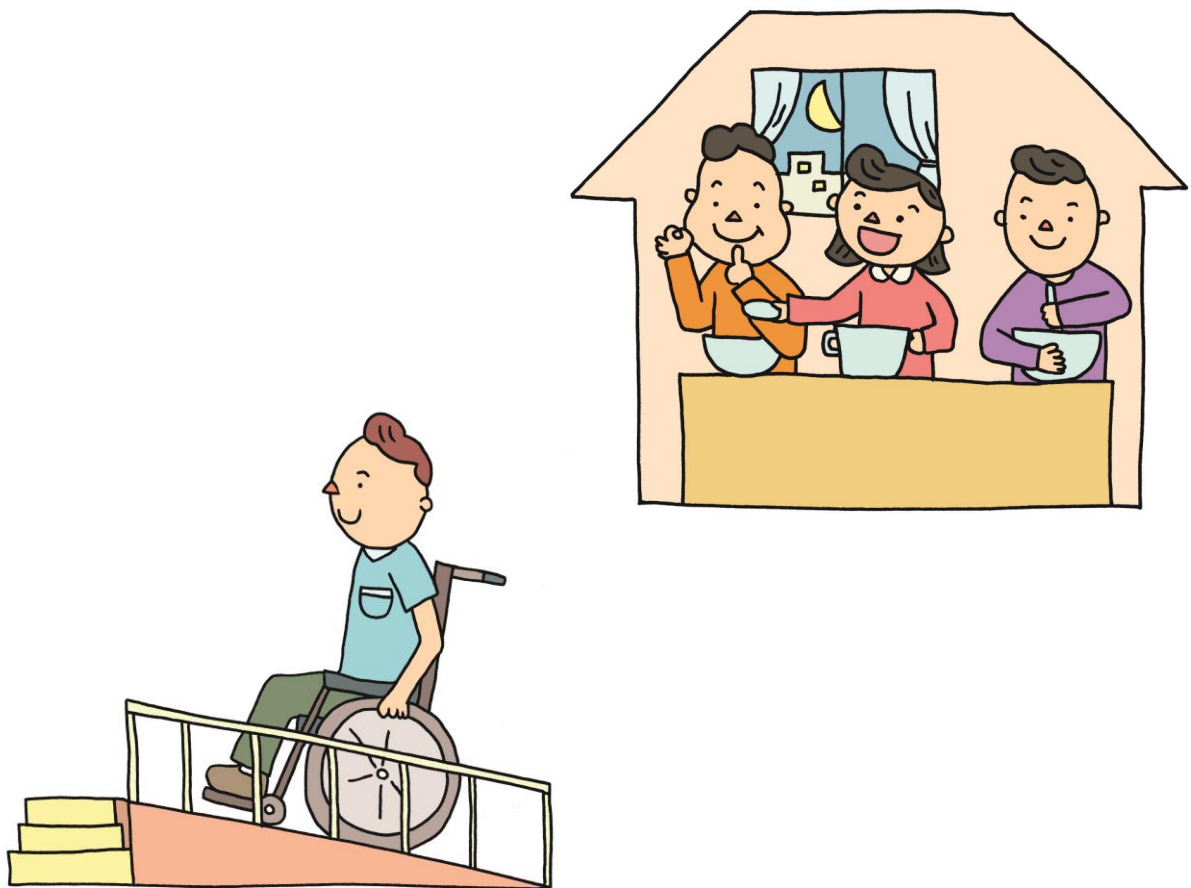
③防災・防犯対策の推進

防災においては、避難行動要支援者名簿の作成・更新に加えて個別避難計画や地域防災計画の策定を推進しました。加えて、防災意識向上に向けて、広報やホームページを通じて、本町の防災訓練や地区防災訓練への参加を呼びかけました。また、福祉避難所を確保するとともに、避難所への専門職の派遣体制の拡充を推進しました。

課題としては、各地区単位での障がいのある人等の対象者の把握が困難となっていることや避難所ごとで派遣される専門職の数に差が生じていることが挙げられます。

防犯においては、民生委員・児童委員や各小学校単位での見守り隊による見守りや声かけに取り組みました。また、交通安全期間中の街頭指導など通じて防犯体制の推進を実施しました。

課題としては、高齢化に伴う見守り隊の担い手不足が挙げられます。



第 3 章 計画の考え方

1. 計画の基本理念

本町では、すべての障がいのある人が、住み慣れた地域で生活を送ることができるまちを目指し、障害者施策を進めてきました。

共生社会の実現に向けて、障がいのある人に対する差別をなくし、社会参加を阻む社会的障壁の除去とともに、生き方や暮らし方等のあらゆる場面を自分の意志で決定し判断できるよう支援することが必要です。

障がいのある人が希望する地域生活や社会参加を実現するために、障がいのある人やその家族が安心して暮らすための基盤を整備するとともに、社会参加の機会を確保し、情報アクセシビリティの向上と意思疎通を円滑にすることが求められます。

また、これまで掲げてきた「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の考えのもと、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、自らの能力を最大限発揮し自己実現のできるまちを目指します。

本計画では、第3次計画の基本理念を継承し、「自分らしく 自立して暮らせる 共生のまち」を基本理念として設定し、障害者施策を進めます。

●基本理念

自分らしく 自立して暮らせる 共生のまち

2. SDGs の達成に向けた取り組み

国においては、平成 27 年の国連のサミットで採択をされた SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) の達成に向けた SDGs 実施方針を定めており、その中で、地方自治体においても、積極的な取り組みを推進することが期待されています。

本町においても、SDGs の「誰一人取り残さない」社会の実現が目指されており、本計画においても基本方針や施策を推進することにより、SDGs が定める 17 のゴールのうち、以下の 6 つのゴールの達成に貢献します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標 1：貧困をなくそう

世界中のあらゆる貧困を終わらせる
貧困で暮らす人の自立をサポートする



目標 3：すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



目標 4：質の高い教育をみんなに

だれもが平等に質の高い教育を受けられる環境をつくる
子どもも大人もいつでも学ぶことができる



目標 10：人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する

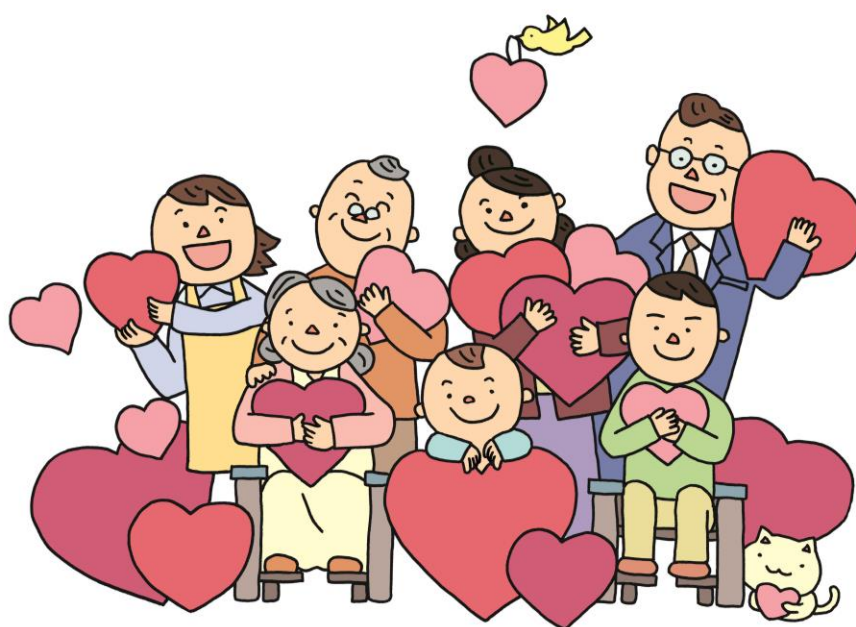


目標 11:住み続けられるまちづくりを
支え合い、助け合いの促進、防災・防犯等の充実を通じた安心して暮らせる地域の実現



目標 17:パートナーシップで目標を達成しよう

行政・地域・関係機関等の連携を通じた包括的な支援体制の構築



3. 基本目標

基本目標 1：差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

共に生活する社会の実現に向け、障がいや障がいのある人に対する理解を深めていきます。また、差別の解消に向けて人権尊重を育むための福祉教育を推進します。

基本目標 2：安全・安心な生活環境の整備

住宅や道路、歩道等のバリアフリー化を推進し、誰もが安心・安全に暮らせるよう、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した生活環境づくりを進めます。

基本目標 3：情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障がいのある人がコミュニケーションで困難を抱えることがないように、行政サービスを含む町内における情報アクセシビリティの向上を図るとともに、手話通訳者・点訳者の養成を進めます。

基本目標 4：防災、防犯等の推進

また、緊急時において、安心・安全が確保されるよう、災害時の避難や復旧において障がいの特性に応じた支援を実施できる体制を整備します。また、事故や災害の際に困難を抱えた人を取り残すことがないように情報伝達体制を整備します。

基本目標 5：保健・医療の推進

主に精神障がいのある人に対し、退院後地域生活に移行するための支援を行うとともに、入院時の権利擁護を推進します。

基本目標 6：自立した生活の支援・意思決定支援の推進

障がいのある人の家族に対する支援の充実を図ります。また、障がいのある子どもやヤングケアラーの早期発見、早期対応に取り組みます。

基本目標 7：教育、文化・芸術・スポーツ活動の充実

障がいのある子どもに対する教育の充実に向けて、子どもや保護者への相談支援の提供や教職員の質の向上、デジタル化に伴う ICT を活用した学習機会の確保に取り組みます。また、障がいのある人が文化芸術活動・スポーツ活動に参加できるよう、意思疎通支援等の活動に参加するための支援や文化・スポーツ施設のバリアフリー化を推進します。

基本目標 8：雇用・就業、経済的自立の支援

地域と連携し、雇用の促進に努めます。また、雇用の前後を通じて障がいのある人の就業・生活の両面における支援に取り組みます。

4. 施策体系

〈基本目標 1〉

差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 差別の解消・権利擁護の推進

(2) 広報・啓発活動の推進

〈基本目標 2〉

安全・安心な生活環境の整備

(1) バリアフリー化の推進

(2) 交通・移動手段の確保

〈基本目標 3〉

情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(1) わかりやすい情報提供

(2) 行政サービスなどにおける配慮

〈基本目標 4〉

防災、防犯等の推進

(1) 防災・防犯対策の推進

〈基本目標 5〉

保健・医療の推進

- (1) 保健・医療体制の充実

〈基本目標 6〉

自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 相談支援の連携・強化

〈基本目標 7〉

教育、文化・芸術・スポーツ活動の充実

- (1) 障がいのある子どもへの支援体制の強化
- (2) 教育環境の充実
- (3) スポーツ・文化活動・交流活動の促進

〈基本目標 8〉

雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 雇用・就労などの促進

第4章 施策の展開

基本目標1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

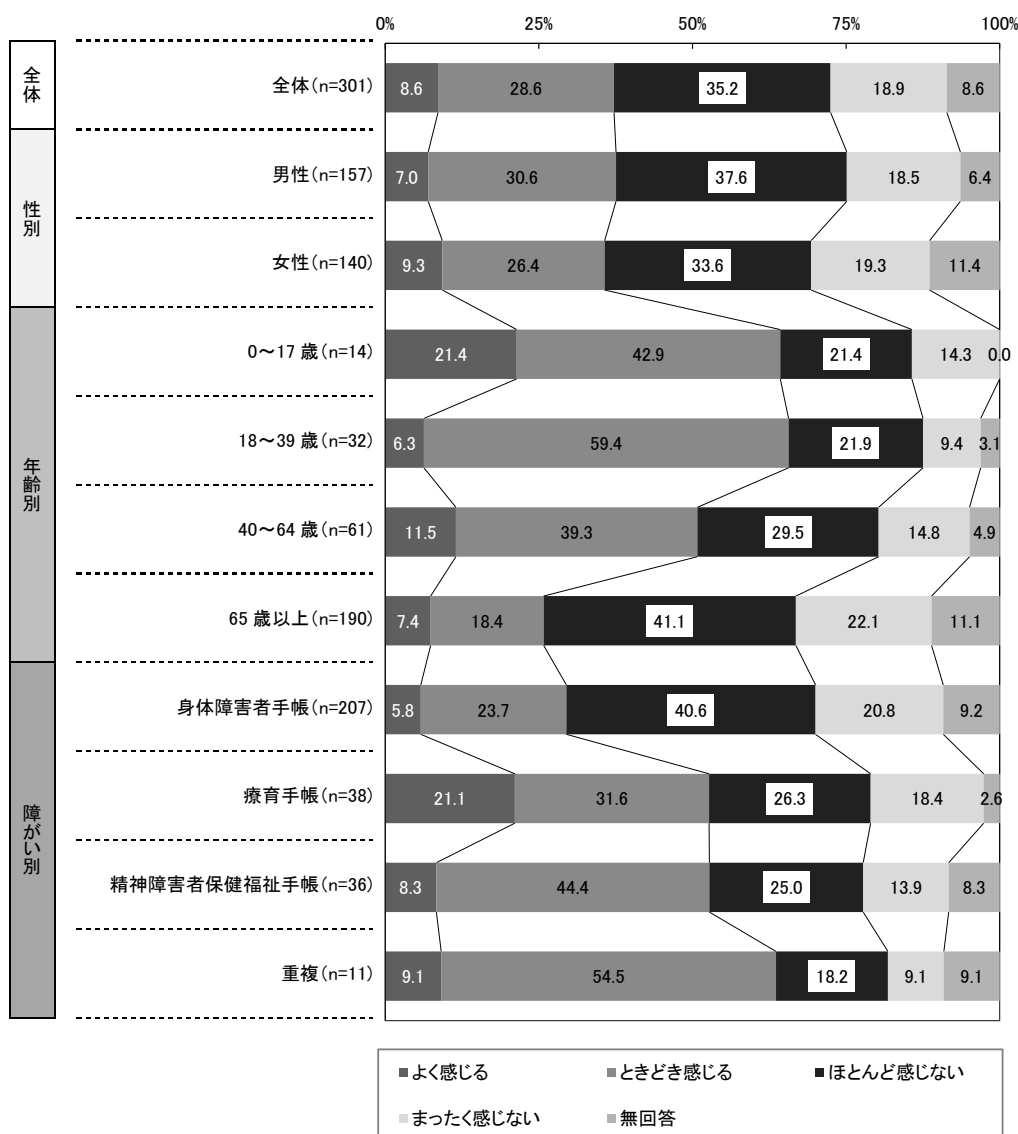
現状と課題

差別や偏見を感じる(「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計)が約3割となっており、差別や偏見が見受けられます。差別や偏見が感じられる場所として、「まちなかでの視線」が高くなっており、障がいのある人が地域での生活の中で、日々感じていることがうかがわれます。

差別や偏見をなくしていくためにも、障がいのある人に対する理解を深める広報活動・啓発活動を充実していく必要があります。

■差別や偏見を感じることもあるか

問 11(1)差別や偏見を感じることもあるか



取り組み

住民・地域の取り組み

- ・学習や交流を通して、障がいのある人への理解を深め、誰もが互いに認め合える地域をつくしましょう
- ・近所の人と誘い合って、地域の行事やイベントに参加しましょう

行政の取り組み

- ・子どもの頃からの福祉教育、幅広い世代に講座の実施などを通して、福祉の意識を育みます
- ・障がい者への虐待に関して、知識を持った職員が、速やかに対応できるよう、長期に携われる職員の配置を目指して、引き続き見守りを継続していきます
- ・成年後見制度の広報誌掲載や SNS 等を活用した周知・啓発を行います

■策定委員会やアンケート自由回答での意見



- ・イベントを開催し交流の機会をつくってほしいです
- ・子どもの相談を気軽にできる所があればいいですね

- ・精神障がいの方への対応について不安があるといった意見は以前より減りましたが、今一度、障がい者への偏見や障がいについての普及啓発の取り組みをしてはどうですか



基本施策（１）差別の解消・権利擁護の推進

障がいによる差別や偏見をなくし、当事者が生き生きとその地域で暮らしていけるよう、障がいの特性について周知を図り、理解を深めます。

また権利擁護について制度の周知を進め、日常的な金銭管理や福祉サービス等の利用援助等の支援に努めます。

施策・事業名	取り組み内容	担当課
成年後見制度 利用支援 事業	障害福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、または一部について補助を行います。また利用者の増加予測に対応して見直し、一般向けの出前講座やセミナー等の効果的な周知啓発・情報発信を強化します。	長寿福祉課
虐待防止に向けた体制整備	障がいのある人に対する虐待を防止するため、住民や施設職員、企業等に対する研修会を実施するなど啓発に努め、虐待防止に向けた意識の向上を図ります。	長寿福祉課

基本施策（２）広報・啓発活動の推進

障がいについての理解を深めてもらうため、広報・啓発活動を引き続き行います。

地域住民を巻き込んだイベント、交流会等を通じて障がいに関する情報共有を図り、理解を深めていきます。

施策・事業名	取り組み内容	担当課
各種啓発活動 の推進	「広報なかのと」をはじめとした各種広報誌やホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、子どもから大人まで、障がいのある人との交流活動の充実による障がいへの理解の促進を図り、ノーマライゼーション理念の普及・啓発に努めます。	長寿福祉課
各種イベント 等における 広報啓発	国において定めている「障害者の日」（12月9日）や「障害者週間」（12月3日～9日）等を活用して、感染対策等に対応しつつ住民への啓発活動を推進します。	長寿福祉課

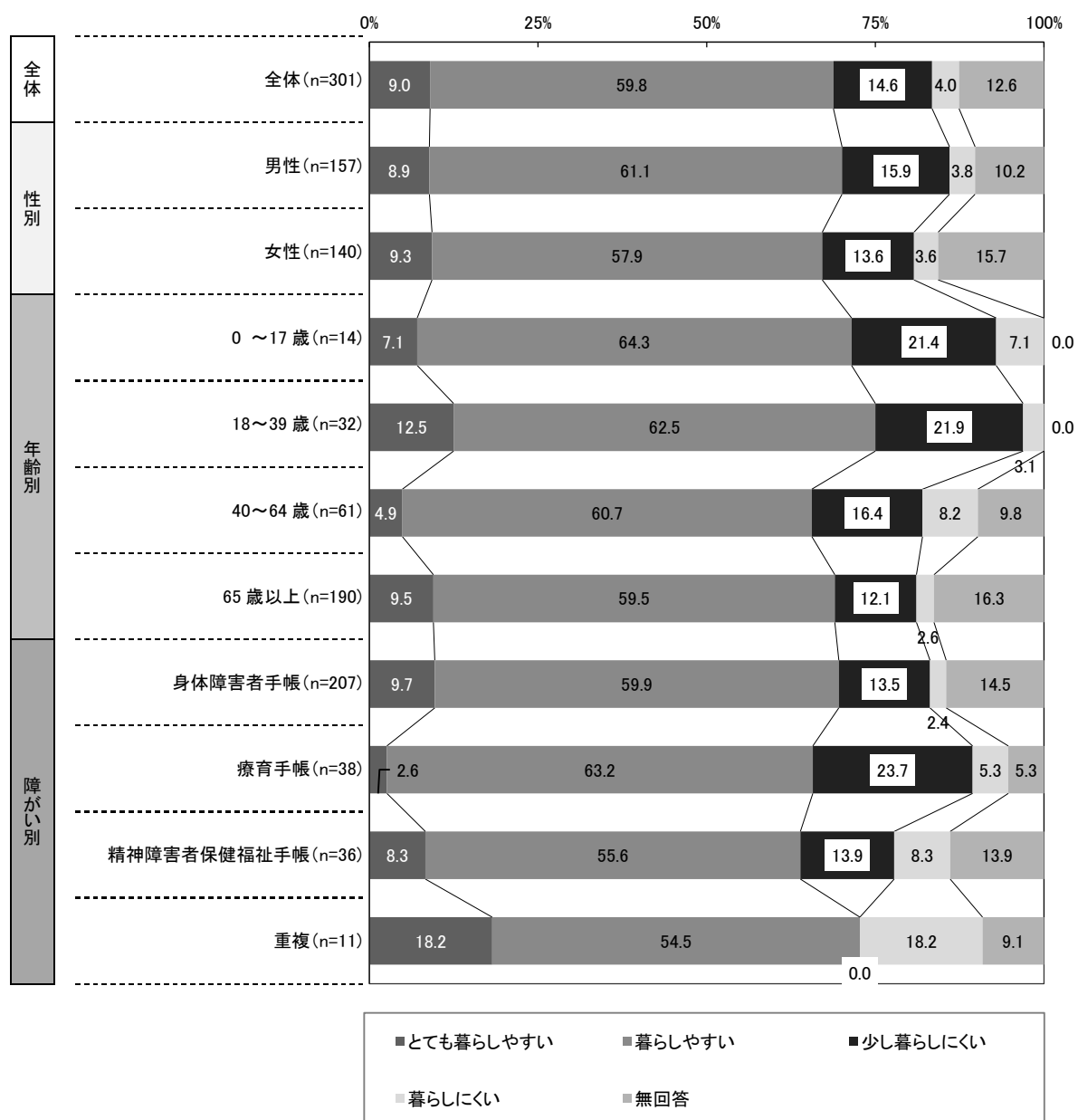
基本目標 2 安全・安心な生活環境の整備

現状と課題

「障がい者にとっての暮らしやすさ」について、約7割（「とても暮らしやすい」と「暮らしやすい」の合計）が「暮らしやすい」と回答しています。一方で、約2割（「少し暮らしにくい」と「暮らしにくい」の合計）が「暮らしにくい」と回答しています。

全体的な評価としては、概ね良い評価と言えますが、今後さらに「暮らしやすい」という回答が増えるように、総合的な評価の向上につながる障がい者施策の展開が必要となります。

■障がい者にとっての暮らしやすさ



取り組み

住民・地域の取り組み

- ・ バリアフリー等が未整備の場所では、支援が必要な人に対する声かけや手助けを行いましょう
- ・ 地域で暮らす様々な人と交流し、相互理解を深め、心のバリアフリーを進めましょう
- ・ 自分が知っている情報を地域の中で共有しましょう

行政の取り組み

- ・ 誰もが利用しやすい施設となるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた施設の改修を行います
- ・ デマンドタクシーやおりひめバス（中能登町コミュニティバス）の快適かつ効果的な運行により移動が困難な方に向けた取り組みを進めます
- ・ バリアフリーマスタープランによる公共施設等のバリアフリー化や地域の活性化を図ります

■策定委員会やアンケート自由回答での意見



- ・ バスの運行改善、タクシー券を利用したいです
- ・ 公共交通機関が少なく不便です
- ・ 公共の整備（バリアフリー化等）をしてほしいです

- ・ 障がい者の視点に立って、町全体の公共交通のあり方や、心のバリアフリーを意識していく必要があるように思います



基本施策（１）バリアフリー化の推進

障がいのある人のみならず、誰にとってもより安全・快適に生活ができるように、公共交通機関や公共施設といったハード面のバリアフリー化を進めるだけでなく、ソフト面における心のバリアフリーを推進し、安心して暮らせる環境を整備します。

施策・事業名	取り組み内容	担当課
道路のバリアフリー化の推進	「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、町全域の横断的なバリアフリー計画を策定したうえで、必要な個所を剪定して、点字ブロックの設置や横断歩道部におけるバリアフリー化、歩道の段差の解消等、道路のバリアフリー化を推進します。	土木建設課
住宅のバリアフリー化の推進	障がいのある人が暮らしやすい住宅の整備を進めるため、バリアフリー化に関する意識の啓発や各種融資、助成制度の周知を図り、町営住宅の建替え工事等で住宅のバリアフリー化を推進します。	土木建設課
公共施設等のバリアフリー化の推進	学校や公園、主要な公共施設についてもバリアフリーマスタープランに基づく計画的な改築や建替え、新たな整備に際して、車いす利用者に配慮したエレベーターの設置等、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を図ります。	総務課 企画課 土木建設課 学校教育課 長寿福祉課
心のバリアフリーの推進	障がいのある人の立場を理解し、円滑に移動や情報入手ができるよう、ヘルプマークやヘルプカードを配布し、障がいのある人への配慮について、広報・啓発を推進します。	企画課 長寿福祉課
中能登町バリアフリーマスタープランの策定	町全域の計画的なバリアフリーマスタープランを策定し、民間企業と連携して障がいのある人等にやさしい観光やまちづくりを一体的に推進することで、あらゆる人が幸せを享受できるまちを形成します。また繊維を活用した、新商品の開発も合わせて実施することにより、交流人口の拡大や移住定住を促進し、地域の活性化を図ります。	企画課

基本施策（２）交通・移動手段の確保

障がいのある人にとって、気軽に行きたい場所に行くことができるよう、コミュニティバスの本数の維持・増便等を進めます。また、交通のアクセスの確保に努めることで、障がいのある人にとっての活動範囲の拡大、社会参加にもつなげていきます。

施策・事業名	取り組み内容	担当課
コミュニティバス運行の充実	道の駅「織姫の里なかのと」のバスターミナルを活用し、さらなる利用者の利便性の向上に努めます。	企画課
移動支援サービスの充実	障がいのある人の生活圏の拡大と社会参加促進のため、外出支援サービスを周知し、利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供を図ります。また、山間部集落と平野部を結ぶデマンドタクシーの利用啓発や燃料費等のコスト高に伴う助成にも努めます。	企画課 長寿福祉課

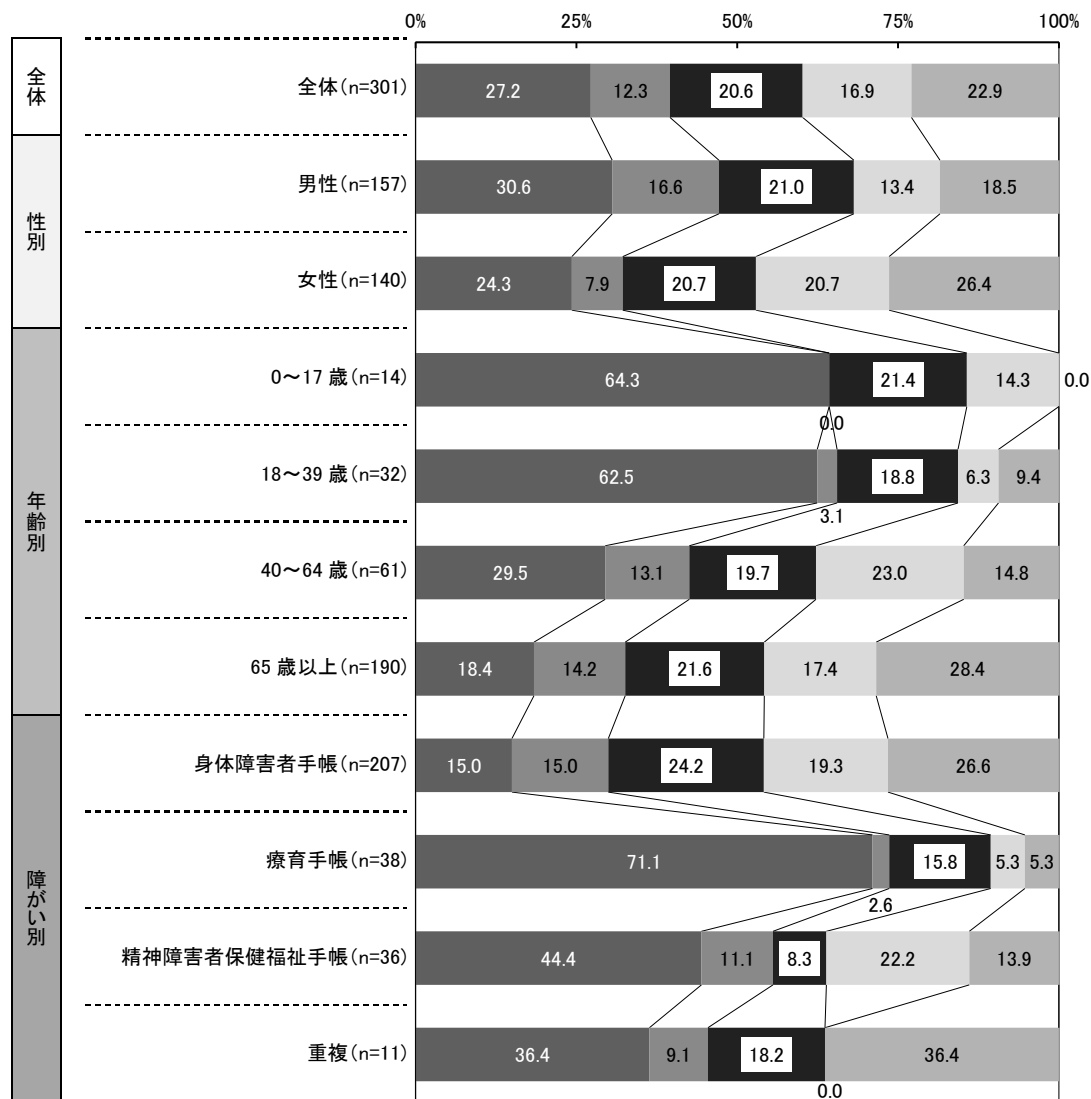
基本目標 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

現状と課題

障害福祉サービスの利用については、利用者が約3割となっています。一方、「知らなくて利用したことがない」が未利用者が約1.7割となっています。この結果から、利用できる条件にありながら、未利用の方もいることがうかがえるため、何が利用できるかについてのパンフレット等の情報提供を行うことにより、必要な支援に結び付ける必要があります。

■障害福祉サービスの利用について

問 17(1) 利用について



- 利用している
- 現在利用していない(以前利用したことがある)
- 知っているが、利用したことがない
- 知らなくて利用したことがない
- 無回答

取り組み

住民・地域の取り組み

- ・ 行政や事業所の相談窓口を有効的に活用しましょう
- ・ SNS 等インターネットを活用して地域情報を発信しましょう
- ・ 福祉サービスや支援内容を把握し、地域で情報共有しましょう

行政の取り組み

- ・ 広報誌やホームページ、SNS 等を活用した情報提供の充実を図ります
- ・ サービス利用者が自らサービスを選択できるように事業者の情報開示を積極的に進めます

■策定委員会やアンケート自由回答での意見



- ・ 情報提供（広報等）や相談体制を充実してほしいです
- ・ 障害事務の各種申請手続きが不便です。町のホームページで障害福祉サービスを分かりやすく載せてほしいです

- ・ 新しい民生委員に対して、障がいについての研修を取り入れてほしいです
- ・ 障がい手帳をもらった方は書面だけでは誰に相談すればいいのか分からない場合があるので丁寧に説明するように取り組んで下さい



基本施策（１） わかりやすい情報提供

障がいのある人にとってわかりやすい情報提供に努めます。的確でわかりやすい情報提供を心がけ、障がいのある人の社会参加へつなげていきます。

施策・事業名	取り組み内容	担当課
情報提供の充実	障がいのある人が、障害福祉サービスや障害福祉関連情報等、生活に必要な情報を入手しやすい環境を整えるため、広報誌やホームページ、ケーブルテレビ等での情報提供の充実を図ります。また、必要な情報については、障がい特性に配慮し、点字、声の広報（広報のCD化）、字幕放送やワイプ式の手話放送等を活用した情報提供に努めます。	長寿福祉課 情報推進課
情報のバリアフリー	障がいのある人が、積極的に情報を入手して社会に参画できるよう、関係団体と連携して、障がいのある人を対象とするパソコン講座等の開催を推進します。	長寿福祉課
コミュニケーションのバリアフリー	手話・要約筆記奉仕員講座等を開催し、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援する手話通訳や要約筆記、視覚障がいのある人のコミュニケーションを支援する点訳、音訳等、障がいのある人のコミュニケーション支援ができる人材（手話通訳者・要約筆記者）の養成を図ります。 また、申請や相談がスムーズにできるよう手話通訳者を窓口に設置します。	長寿福祉課

基本施策（２） 行政サービスなどにおける配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで支障となる、物理的、制度的、観念的な一切のことがらである社会的障壁を除去、軽減する合理的配慮に基づいた行政サービスを進めていきます。

施策・事業名	取り組み内容	担当課
行政サービスにおける合理的配慮の追求	行政職員が求められる合理的配慮の考え方のもと、業務に取り組めるよう、研修等を実施します。	総務課

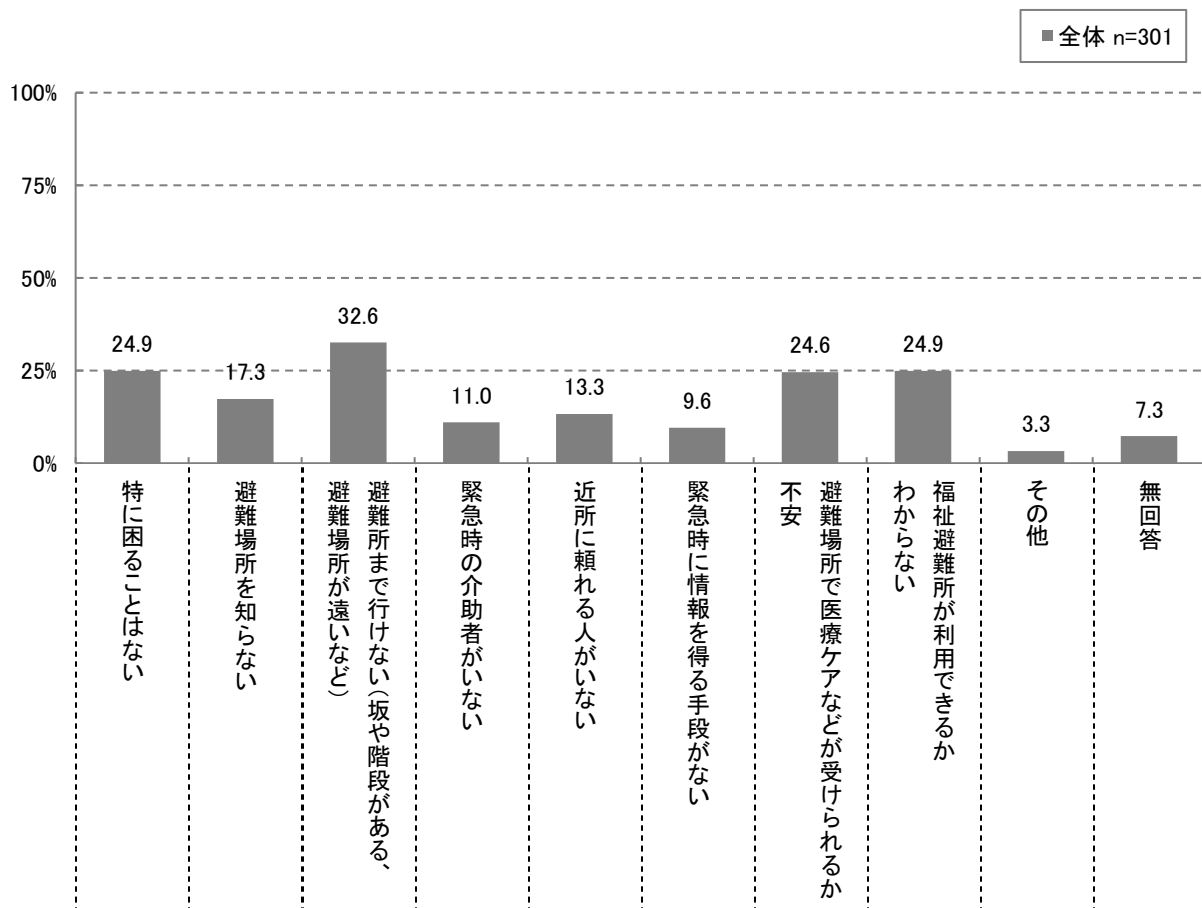
基本目標 4 防災、防犯等の推進

現状と課題

地震や災害のときに困ることについては、「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が約3割と高くなっています。以下、「福祉避難所が利用できるかわからない」、「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」等が続いています。

災害時の支援については、いかに迅速に避難する体制をつくれるか、福祉避難所の体制整備ができるか、医療的ケアに対して不安がないよう関係機関との連携が取れるか等、多くの課題があるため、今後の検討が必要となります。

■地震など災害のときに困ること



取り組み

住民・地域の取り組み

- ・防災訓練などを通じて、避難ルートや避難場所の確認をしましょう
- ・災害時に支援が必要な人について、個人情報に配慮しながら、地域の中で情報を共有しましょう
- ・地域の防犯活動・交通安全活動に参加しましょう

行政の取り組み

- ・学校や警察等と連携し、防災・防犯・交通安全意識の高揚に努めます
- ・避難行動要支援者名簿の活用による要配慮者への支援体制の整備に努めます
- ・関係機関との連携による交通安全・防犯活動を展開します

■策定委員会やアンケート自由回答での意見



- ・地域住民による見回り活動をしてほしいです
- ・避難所まで行けない人の支援体制を検討してほしいです

- ・避難所での対応ができるスタッフ（専門職）が足りていないと思いますので、地域の防災組織を含んだ防災のあり方や避難所運営を含めた全体的な検討が必要では、ないでしょうか



基本施策（１） 防災・防犯対策の推進

障がいのある人の安全を確保するため、防災に対する意識を高めるとともに、緊急時に対応できるよう、要配慮者への支援や災害時の支援体制の充実を図ります。また、防犯や交通安全に対する意識の向上や防災士ネットワークの構築等により、安全に暮らせるまちづくりに努めます。

施策・事業名	取り組み内容	担当課
各種マニュアルの作成	災害時に障がいのある人を安全に避難させるための避難誘導方法や、福祉避難所及び病院等との情報伝達方法等を記載した各種マニュアルの作成を推進します。	総務課 長寿福祉課
地域での援護体制の確立	町災害時要配慮者支援プランに基づき、要配慮者の台帳整備や努力義務である避難行動要支援者の個別計画を作成し、自主防災組織と共有して援助体制を引き続き整備します。 災害時に避難支援を必要とする高齢者や障がいのある人を町に登録し、区長や民生委員・児童委員に情報を提供することにより、実戦的で迅速な避難援護体制を構築します。	総務課 長寿福祉課
防災意識の向上	障がいのある人に対し、障がいの特性に応じて、地域における避難場所や避難路等の周知や防災知識の普及・啓発を図ります。また、福祉避難所の利用者及び支援者を明確にし、地区単位の防災訓練への参加も呼びかけていきます。	総務課 長寿福祉課
防犯体制の推進	高齢者や障がいのある人・子ども等を犯罪や交通事故等から守るため、地域福祉推進チーム等をはじめとする各種団体と協力します。また地域の中での啓発と連携のより、見守りや声かけを日常的に行える体制を維持し、防犯体制の充実や今後も地域安全活動を推進します。	総務課 学校教育課 長寿福祉課
避難所での障がい者への配慮	避難所において、障がいのある人に対する適切な対応を図るため、避難所へのバランスの取れた専門職（医師、保健師、ケースワーカー、手話通訳、介護福祉士、防災士等）の派遣体制の確立を図ります。	総務課
福祉避難所の確保	現在、高齢者の福祉避難所２か所と協定締結するとともに、障害者受入福祉避難所の確保に向け、今後も福祉避難所として受け入れが可能な施設の整備・拡充に努めます。	総務課 長寿福祉課

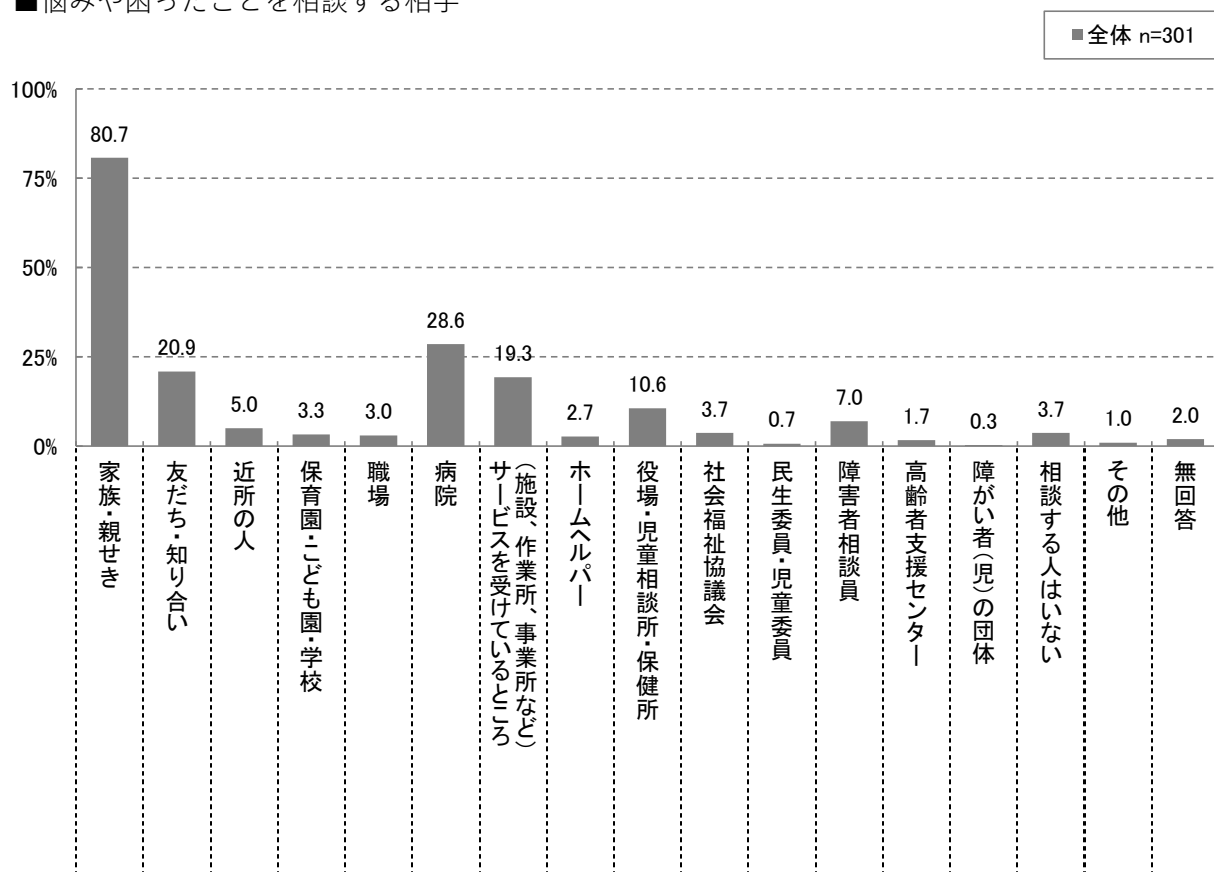
基本目標 5 保健・医療の推進

現状と課題

悩みや困ったことを相談する相手として、「家族・親せき」が約8割と最も高く、次いで「病院」が約3割、「友達・知り合い」が約2割となっています。

家族や親せきだけではなく、地域全体で障がいのある人を見守ることで孤立を防ぐ必要があります。また、病院や役場など、様々な機関が連携を強化しながら事業や施策を展開する必要があります。

■ 悩みや困ったことを相談する相手



取り組み

住民・地域の取り組み

- ・ 行政や事業所の相談窓口を有効的に活用しましょう
- ・ 疾病予防のために積極的な健診を心掛けましょう

行政の取り組み

- ・ 予防可能な生活習慣病に重点を置いた健康診査やがん検診、保健指導などを通じて、生活習慣病の発症予防や進行予防に努めます
- ・ 精神疾患や精神障がいに関する正しい知識の普及啓発を図ります
- ・ 発達障がいや難病等を早期に発見し、適切な支援が受けられるよう、専門の医療機関との連携強化を図ります

■策定委員会やアンケート自由回答での意見



- ・ 医療機関の設備を充実してほしいです
- ・ 障害福祉サービス事業所と色々相談できればいいですけど

- ・ 相談支援事業所や訪問看護事業所との連携を検討すればどうでしょうか
- ・ ヘルパーが不足しているのも事実で、今後適切な人材確保が求められるのではないのでしょうか



基本施策（１） 保健・医療体制の充実

母子保健や生活習慣病予防等により、障がいの早期発見・早期対応をはじめ、難病対策、精神保健福祉を推進します。また保健・医療と連携し、地域で安心して暮らせる支援体制の構築を目指します。

施策・事業名	取り組み内容	担当課
障がいの早期発見及び相談体制の充実	乳幼児期の疾病や障がいを早期に発見し、必要な医療や療育につなげて負担の軽減や治癒を図ります。また、母子保健事業として妊婦・乳幼児健康診査、訪問指導等の充実を図るとともに、健診精度の向上に努めます。	健康保険課
	関係機関との連携支援体制が整った新生児聴覚スクリーニング検査の実施により、難聴の早期発見及び相談支援を充実させます。	健康保険課
	未熟児や障がいのある子ども等の保護者の悩みを相談できる体制の充実と専門性の高い人材育成を進めて支援体制の強化を図ります。	健康保険課
障がいの原因となる疾病等の予防	脳血管疾患や心疾患等の障がいの原因となる疾病の予防のために、健康診査や健康相談等の充実、生活習慣病をもつ若い世代を含めた健康づくりの普及啓発に努めます。	健康保険課
	生活習慣病をもつ若い世代にも対応した健康診査の結果に基づき、個別の保健指導の充実、生活習慣の重症化予防に努めます。	健康保険課
精神保健の推進	精神疾患及び精神障がいに関する正しい知識の普及と、こころの病気がある人に対しての理解を深めるため、課題に対応できる人材やゲートキーパーの育成と確保を進めて、引き続き普及啓発を推進します。	健康保険課 長寿福祉課
	地域、学校はもとより職域等とも連携し、地域職域ぐるみで「こころの健康づくり」を推進します。	総務課 健康保険課
	こころの健康相談や電話等により、相談者を孤立させない相談体制を充実させます。	健康保険課
医療機関をはじめとする関係機関との体制づくり	障がいのある人が地域で安心して生活が送れるよう、医療・保健・福祉分野の関係機関における連携を図り、障がいのある人のニーズに対応できるサービス体制を整備します。	長寿福祉課

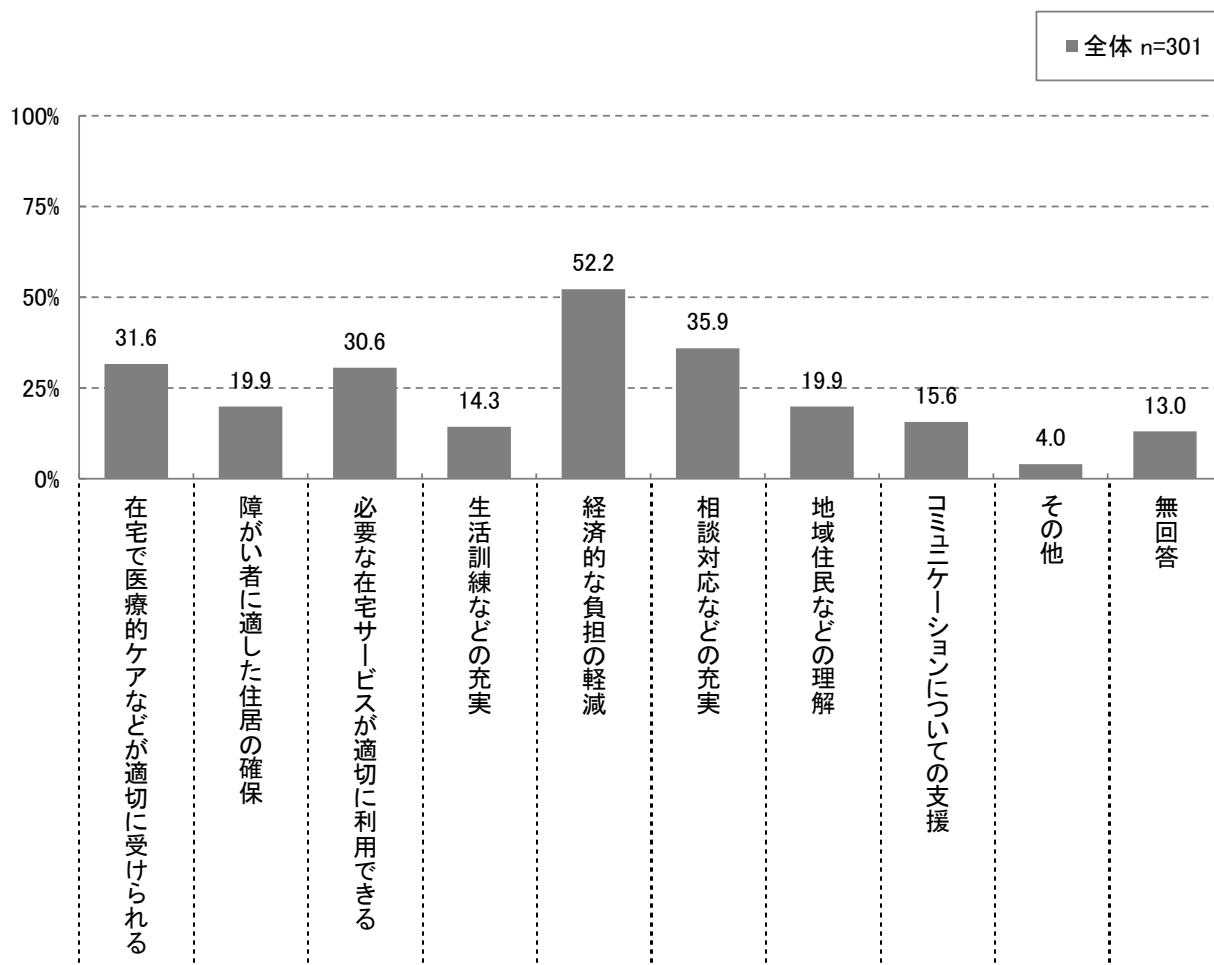
基本目標 6 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

現状と課題

地域で生活するために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が約5割と最も高く、次いで、「相談対応などの充実」、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられる」、「必要な在宅サービスが適切に利用できる」が約3割となっています。

前回調査（平成28年）と比較すると、「相談対応などの充実」が高くなっており、相談支援体制のさらなる充実が求められています。

■地域で生活するために希望する支援



取り組み

住民・地域の取り組み

- ・ 民生委員・児童委員や地区の人など相談しやすい人に相談しましょう
- ・ 身近な地域で困っている人がいたら、民生委員・児童委員などにつなげましょう（共有や地域ぐるみでの体制）
- ・ 困ったことがあった時にすぐに相談できるよう、普段から相談窓口の情報を収集しておきましょう

行政の取り組み

- ・ 気軽に相談できるよう、身近な相談体制の充実や相談窓口の周知を行います
- ・ 適切な支援につながるような包括的な相談支援体制の整備を図ります

■策定委員会やアンケート自由回答での意見



- ・ 情報提供（広報等）や相談体制を充実してほしいです
- ・ 障がい者にかかる社会的負担を減らしてほしいです

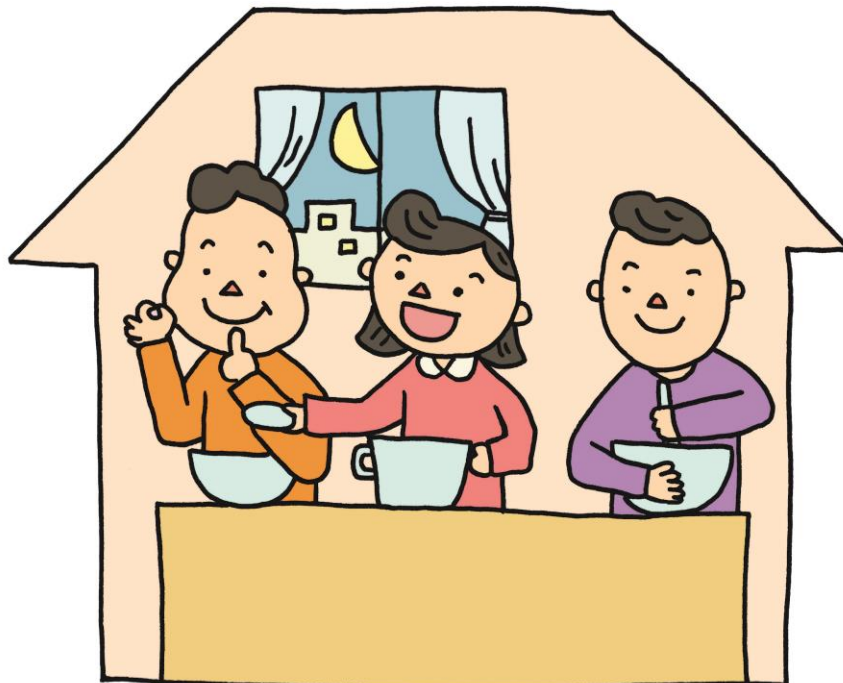
- ・ 相談支援事業所のように気軽に相談できて、課題を整理してサービスにつなげることが大事だと思います
- ・ 民生委員児童委員との連携強化が必要なのではないですか



基本施策（１） 相談支援の連携・強化

身近な地域で安心して暮らしていくために、相談機能の充実是不可欠です。相談窓口の機能強化や相談支援体制の充実を図ります。また、権利擁護施策の普及・推進を図ります。

施策・事業名	取り組み内容	担当課
相談支援専門員による相談体制の充実	新規相談支援事業所との委託を検討するとともに社会福祉士や精神保健福祉士等の相談支援専門員による相談体制と充実を図ります。	長寿福祉課
自立支援協議会による一貫した相談支援体制の構築	困難ケース等にも迅速・柔軟に対応するため、行政をはじめ各地域活動支援センターや各障害者施設、特別支援学校、ハローワーク、保健福祉センター等の関係機関が広域的に参画する「自立支援協議会」において、関係機関との相互のネットワークの構築と、相談からサービスの調整まで行うことができる体制づくりをより一層推進します。	長寿福祉課
身近な相談窓口の充実	当事者と家族の不安解消はもとより就労支援にもつなげられるよう各庁舎の相談窓口の機能強化を図るとともに、行政等の障がいに関わる相談員の資質向上に努めます。	長寿福祉課



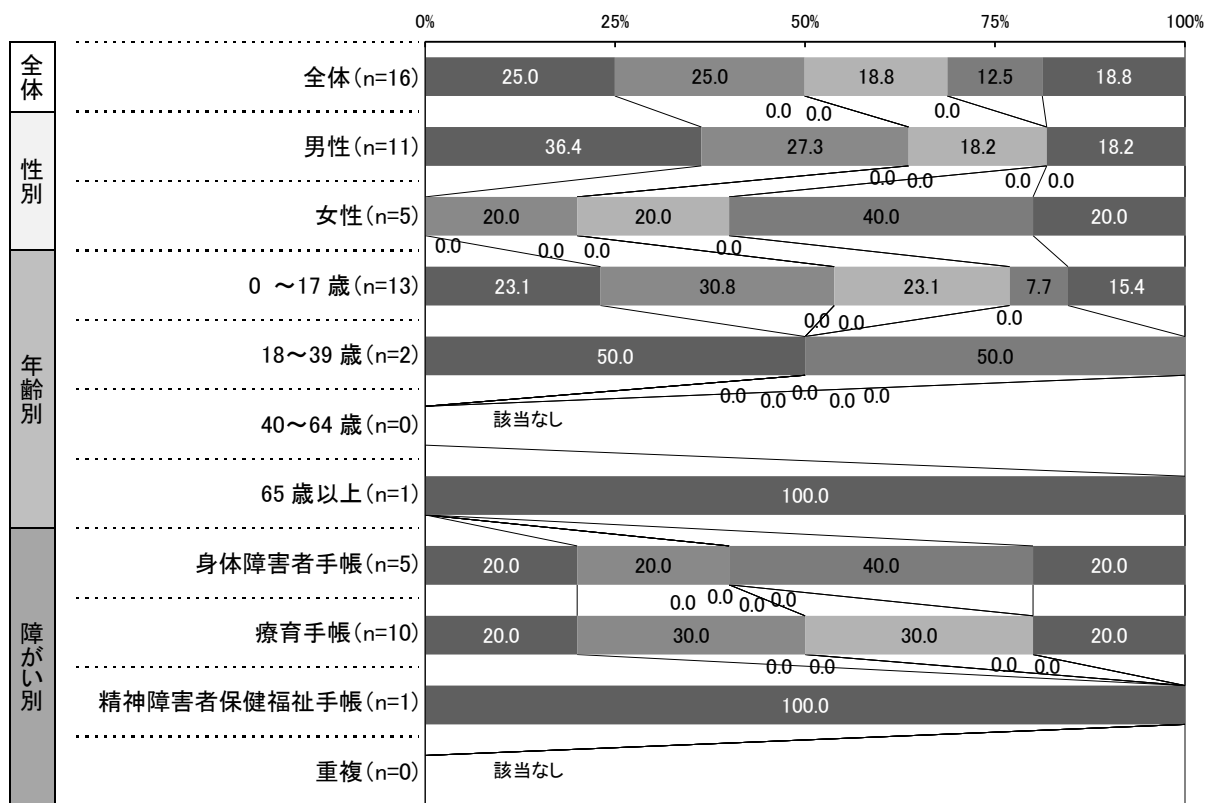
基本目標 7 教育、文化・芸術・スポーツ活動の充実

現状と課題

保育や学校教育に望むことについては、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」「先生には子どもへの理解を深め、能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい」が最も高くなっています。

この結果から障がい者等の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な支援を行う必要があります。また教職員を対象とする研修を開催することで基礎から専門的な知識・技能の向上を図る必要があります。

■保育や学校教育に望むこと



- 就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい
- 先生には子どもへの理解を深め、能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい
- 学校などでの介助体制や障がいに配慮した施設の整備を進めてほしい
- 通常の学級への受け入れを進めてほしい
- 周りの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしてほしい
- その他
- 特に希望はない
- 無回答

取り組み

住民・地域の取り組み

- ・ 学習や交流を通して、障がいのある人への理解を深め、誰もが互いに認め合える地域をつくきましょう
- ・ 講座や体験事業などに参加してみましょう
- ・ 地域の清掃や行事の手伝いなど、身近にできるボランティア活動から取り組みましょう

行政の取り組み

- ・ 子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を一貫して行えるように努めます
- ・ 障がいのある子どもが、身近な場所で支援を受けられるようにします
- ・ 特別支援教育について、支援員を適正に配置するとともに、支援員の研修会を開催し、適正な対応ができるように努めます

■策定委員会やアンケート自由回答での意見



- ・ 学校教育で障がいについて学ぶ機会があるといいです
- ・ イベントを開催しスポーツや文化の交流の機会をつくりたいです

- ・ 児童発達支援などのサービスの利用が少ないと思います
- ・ 障がい児の数が増えていますが、スタッフ不足が今後の課題と思います



基本施策（１） 障がいのある子どもへの支援体制の強化

障がいのある子どもが、その地域で安心して専門的な療育や障がいの特性に応じた保育・教育が受けられる体制を構築します。

発達段階における課題の早期発見や支援体制を強化し、きめ細かな指導・支援に努めます。

施策・事業名	取り組み内容	担当課
母子保健福祉連絡会による連携	母子保健福祉連絡会を開催し、支援の必要な妊産婦や乳幼児についての情報を共有し、適切な支援を提供できるよう努めます。	健康保険課
早期療育の充実	幼児健診で、発達の遅れや育てにくい等の訴えがある場合は、「遊びの教室」や「ポーターズ相談会」への参加を促し、相談の増加にも対応しながら、障がい児の特性にあった育児方法を提案します。 また、保育園へ療育相談の専門員を派遣し、保育園における療育の充実に努めます。	健康保険課
保育園の受け入れ体制の充実	保育園施設、設備、職員配置の改善を中心として保育環境の整備を推進し、障がい児保育の受け入れ体制の充実に努めます。	健康保険課
保育サービス等の充実	障がいのある乳幼児とその保護者を心身両面から継続して支援していくために、職員の研修会等の場を設け、その研修成果をもとに保育サービス等の充実に図ります。	健康保険課
福祉サービス等の充実	障がいのある乳幼児を抱える家庭の保育ニーズや日常生活を支援するため、居宅介護サービスや放課後等デイサービス、短期入所等の福祉サービスの充実に図るとともに、今後の増加にも柔軟に対応できるよう、行政職員における専門職の育成と確保に努めます。	健康保険課 長寿福祉課
学校教育の支援・整備	障がいのある児童生徒への教育体制を整備し、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行います。 また、インクルーシブ教育の理念に基づき、国等の動向を踏まえ、地域の学校で障がいのある児童生徒が学べる環境を整備します。	学校教育課
医療的ケア児の支援体制の強化	医療的ケアが必要な子どもの身近な療育の場として、児童発達支援や、放課後等デイサービス等を実施します。 また、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、多様化する医療的ケアに関するニーズを把握し、地域で安心して生活できるよう関係機関との調整を行います。	健康保険課 長寿福祉課 学校教育課
保護者及び関係機関との連携強化	乳幼児の発達段階に応じた保育内容の充実に図るため、子どもの成長にかかる療育への相談対応を必要に応じて行います。また保護者をはじめ、保健、医療、福祉、保育の関係機関及び県の専門機関との連携強化を促進します。	健康保険課 長寿福祉課

基本施策（２） 教育環境の充実

学校教育において、障がいのある児童・生徒に対しては、それぞれの障がいの特性に応じた指導・助言を行い、きめ細かなサポートを推進します。

体験学習や交流活動を通じて、障がいに対する知識や理解の共有を図り、福祉教育の充実にも努めていきます。

施策・事業名	取り組み内容	担当課
障がいのある子どもに対する教育の充実	障がいのある子どもたちが地域の学校で学びながら、それぞれの障がいや個性に応じた教育を受けられる体制を充実させます。また車いす利用者等に配慮し必要に応じてエレベーターの設置をはじめとする学校施設のバリアフリー化等、学習環境の整備を推進します。	学校教育課
特別支援教育の充実	特別な支援を必要とする子どもの社会性や個性を育み、社会的に自立できるよう、必要な支援の種類や程度に応じた教育内容を充実させ、多様化への対応と適正な支援員の配置に努めます。	学校教育課
就学前教育相談や教育相談体制の充実	発達の状況に応じた適切な就学ができるよう、保育園年中児巡回相談を行います。また、多様化にも対応できるよう、保育、保健、福祉、教育の関係機関との連携による早期からの相談支援体制の充実を図ります。	健康保険課 学校教育課
	保健、医療、福祉、教育の関係機関と連携した年中児巡回相談をはじめ、切れ目のない相談体制で就学相談や教育相談体制の充実を図ります。また、相談しやすい環境づくりと適切な就学の支援に努めます。	健康保険課 学校教育課
教職員の専門性の向上	児童・生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた、教育内容の充実を図るため、研修や講習会への参加を促進し、教職員の専門知識と技術の向上を図ります。 また、特別支援教育支援員の能力向上のための研修回数の拡大に努めます。	学校教育課

基本施策（３） スポーツ・文化活動・交流活動の促進

障がいのある人が社会参加できる基盤づくりとして、地域のお祭り等のイベント、ボランティア活動への参加等、交流・ふれあい活動を進めていきます。

また、スポーツ・文化活動や学習、交流等により、障がいのある人たちの居場所づくりや仲間づくりにつながるよう努めます。

施策・事業名	取り組み内容	担当課
生涯学習環境の充実	障がいの有無に関わらず、急激に進む ICT 化を含め様々な分野の学習ができるよう、学習施設、機会、情報を利用できるよう、ユニバーサルデザインに基づく学習環境の整備に引き続き努めます。	生涯学習課 学校教育課
ボランティアの育成	生涯学習を支えるボランティアの育成と支援並びに団員の確保に努めます。	生涯学習課
文化活動への参加支援	障がいのある人が、より多く文化活動へ参加できるよう支援するため、イベント等の情報の提供はもとより、イベントにおける手話通訳士（者）、要約筆記者を設置するとともに、とりわけ身体障がい者への介助者の提供に努め、文化施設のバリアフリー化を進めます。 また、障がいのある人と介助する人が、共同で参加できる文化活動やプログラム等の内容を創意工夫で作成、充実していきます。	生涯学習課
作品展等の発表機会の確保等	障がいのある人への理解と関心を深める地域共生社会を目指し、障がいのある人が製作した作品展等を定期的で開催し、楽しめるよう連携・支援していきます。また、ふるさと創修館を活用し、定期的に作品展示会を開催するなど、一般の文化・芸術活動の場に、障がいのある人が参加し環境づくりを図ります。	生涯学習課 長寿福祉課
スポーツ・レクリエーション活動への参加支援	心身にポジティブな影響を与え、体力向上も担えるため、各施設で行われているスポーツ・レクリエーション活動を充実させ、各種障がい者スポーツ大会への参加を支援します。また、情報提供の充実や障がい者スポーツ指導員の育成等を図ります。	生涯学習課 長寿福祉課
スポーツ・レクリエーション施設のバリアフリー化推進	障がいのある人が利用しやすいよう、町内で未整備のスポーツ・レクリエーション施設のバリアフリー化を、維持管理を含め計画的に進めます。	生涯学習課

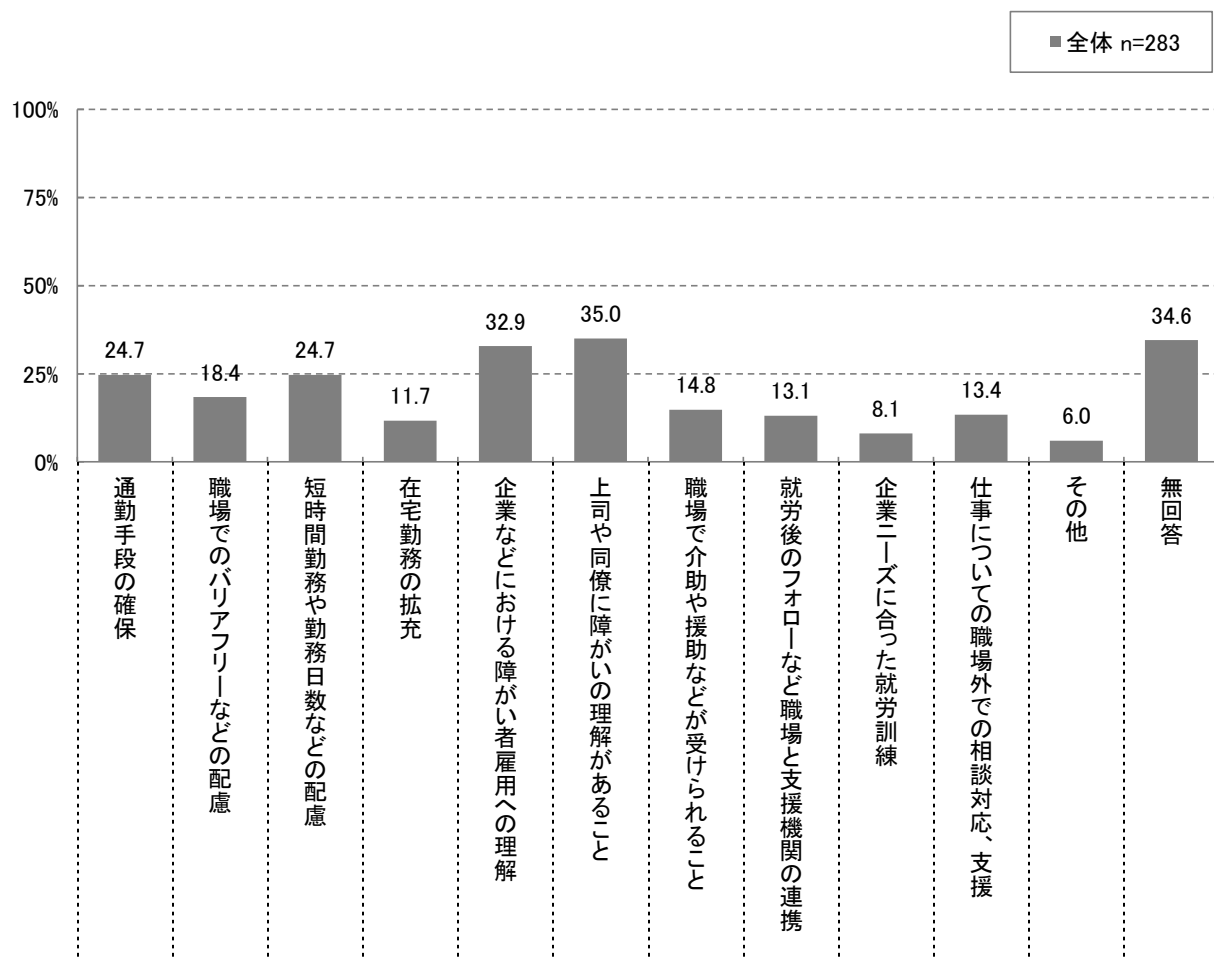
基本目標 8 雇用・就業、経済的自立の支援

現状と課題

障がいのある人の就労支援については、「上司や同僚に障がいの理解があること」、「企業などにおける障がい者雇用への理解」が約 3 割となっており、障がい者雇用に対する理解が必要とされています。前回調査（平成 28 年）では、「企業などにおける障がい者雇用への理解」、「上司や同僚に障がいの理解があること」が約 3 割となっており、同様の課題が上位に挙がっていました。

経年的に見ても、就労支援の課題は変わらずに存在しているため、関係機関との連携を進め、障がいのある人が職場の理解を得ながら働きやすい環境となるよう努める必要があります。

■就労支援として必要なこと



取り組み

住民・地域の取り組み

- ・地域で障がいのある人の居場所づくりに取り組みましょう
- ・企業は障がいのある人を積極的に雇用し、働きやすい環境づくりに取り組みましょう

行政の取り組み

- ・障がいのある人一人ひとりに合うように、仕事についての相談や職業訓練ができるようにします
- ・役場や企業が、障がいのある人を雇うようにするために、法律や制度の周知や一人ひとりにあった支援を行うように働きかけます
- ・就労支援や活躍の場の確保等を目的として、福祉以外の分野とも必要に応じて連携を図ります

■策定委員会やアンケート自由回答での意見



- ・就労先の確保ができるようにしてほしいです
- ・就労先がなく、受け入れ態勢が整っていません

- ・事業主における、障がいの方への理解が必要だと思います
- ・個人の特性にあった幅広い就労支援の提供が必要ではないでしょうか



基本施策（１） 雇用・就労などの促進

身近な地域で継続的に就労できる環境を整備し、障がいのある人の一般就労に向けて事業者への啓発、情報交換による連携・共有を図り、質の高いサービス提供に努め、自立を促します。

施策・事業名	取り組み内容	担当課
就労移行支援事業の推進	一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために、生産活動等の必要な訓練を行う「就労移行支援」サービスの充実を図ります。	長寿福祉課
就労継続支援サービスの推進Ａ型（雇用型）	就労移行支援事業の利用後に雇用に結びつかなかった人や、特別支援学校等の卒業後に企業等の雇用に関わらなかった人等を対象に、就労機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を図ります。	長寿福祉課
就労継続支援サービスの推進Ｂ型（非雇用型）	一般企業での就労が困難な障がいのある人に、施設における就労機会を提供します。また生産活動等の機会提供を通じて、関係課・民間企業と農福連携など様々な就労に必要な知識及び能力の向上を図ります。	長寿福祉課
関係機関との連携	七尾公共職業安定所や七尾鹿島雇用対策協議会等の関係機関と連携し、障がいのある人の雇用に関する様々な問題についての協議と情報交換を行います。	長寿福祉課
就労した障がいのある人へのフォローアップ	障がいのある人の生活全体に目を向けたフォローアップを推進し、職場定着と生活安定を図ります。 また、就労実習等を経て、新たな就労先を開拓するためにも、「障がい者就業・生活支援センター」の活用を推進します。	長寿福祉課
事業主への雇用の啓発	事業主に対し、障がい者雇用に関わる各種助成制度の活用や税制優遇措置のさらなる周知、就労事業所のPR、雇用事例の紹介等を行い、障がいのある人への理解を得て雇用拡大、労働環境の改善を働きかけていきます。	長寿福祉課

第 5 章 第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画

1. 第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画におけるサービスの提供状況

【1】障害福祉サービスの提供状況

(1) 訪問系サービス

サービス名	単位（月単位）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
居宅介護	人	実績値	16.8	15.1	14.6	13.8
	時間		116.0	104	91.4	78.4
重度訪問介護	人	実績値	0	0	0	0
	時間		0.0	0	0	0
同行援護	人	実績値	0	0	0	0
	時間		0.0	0	0	0
行動援護	人	実績値	0	0	0	0
	時間		0.0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人	実績値	0	0	0	0
	時間		0.0	0	0	0
合計	人	実績値	16.8	15.1	14.6	13.8
		目標値		23	25	27
		達成率		65.7%	58.4%	51.1%
	時間	実績値	116	104	91.4	78.4
		目標値		165	165	183
		達成率		63.0%	55.4%	42.8%

※令和5年度は9月末実績による見込値

(2) 日中活動系サービス

①日中活動系サービス（生活介護など）

サービス名	単位（月単位）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
生活介護	実人／月	実績値	47	47	49	56
		目標値		48	50	52
		達成率		97.9%	98.0%	107.7%
	延人日／月	実績値	883	899	945	1,115
		目標値		1,008	1,050	1,092
		達成率		89.2%	90.0%	102.1%
自立訓練 （機能訓練）	実人／月	実績値	11	10	11	11
		目標値		15	16	17
		達成率		66.7%	68.8%	64.7%
	延人日／月	実績値	138	122	127	125
		目標値		197	208	221
		達成率		61.9%	61.1%	56.6%
自立訓練 （生活訓練）	実人／月	実績値	6	5	3	3
		目標値		4	5	6
		達成率		125.0%	60.0%	50.0%
	延人日／月	実績値	22	20	10	12
		目標値		56	63	77
		達成率		35.7%	15.9%	15.6%

※令和5年度は9月末実績による見込値

※「延人日」＝「月間の利用人数」×「一人一か月あたりの平均利用日数」

②日中活動系サービス（就労移行支援など）

サービス名	単位（月単位）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
就労移行支援	実人／月	実績値	5	9	5	2
		目標値		6	7	7
		達成率		150.0%	71.4%	28.6%
	延人日／月	実績値	43	89	49	35
		目標値		102	118	118
		達成率		87.3%	41.5%	29.7%
就労継続支援（A型）	実人／月	実績値	6	10	11	8
		目標値		6	7	7
		達成率		166.7%	157.1%	114.3%
	延人日／月	実績値	103	148	170	148
		目標値		120	140	160
		達成率		123.3%	121.4%	92.5%
就労継続支援（B型）	実人／月	実績値	89	94	102	102
		目標値		94	103	114
		達成率		100.0%	99.0%	89.5%
	延人日／月	実績値	1,450	1,471	1,655	1,692
		目標値		1,786	1,965	2,161
		達成率		82.4%	84.2%	78.3%
就労定着支援	実人／月	実績値	0	0	0	0
		目標値		0	0	1
		達成率		—	—	0.0%

※令和5年度は9月末実績による見込値

※「延人日」＝「月間の利用人数」×「一人一か月あたりの平均利用日数」

③日中活動系サービス（療養介護など）

サービス名	単位（月単位）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
療養介護	実人／月	実績値	6	6	6	6
		目標値		6	6	6
		達成率		100.0%	100.0%	100.0%
短期入所 （福祉型）	実人／月	実績値	15	21	19	19
		目標値		12	13	14
		達成率		175.0%	146.2%	135.7%
	延入日／ 月	実績値	88	82	92	86
		目標値		120	130	140
		達成率		68.3%	70.8%	61.4%
短期入所 （医療型）	実人／月	実績値	1	0	1	0
		目標値		1	1	1
		達成率		0.0%	100.0%	0.0%
	延入日／ 月	実績値	0.3	0	0.9	0
		目標値		1	1	1
		達成率		0.0%	90.0%	0.0%

※令和5年度は9月末実績による見込値

※「延入日」＝「月間の利用人数」×「一人一か月あたりの平均利用日数」

(3) 居住系サービス

サービス名	単位（月単位）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
自立生活援助	実人／月	実績値	0	0	0	2
		目標値		1	1	1
		達成率		0.0%	0.0%	200.0%
共同生活援助 （グループホーム）	実人／月	実績値	28	31	34	34
		目標値		26	27	28
		達成率		119.2%	125.9%	121.4%
施設入所支援	実人／月	実績値	33	35	37	39
		目標値		29	28	27
		達成率		120.7%	132.1%	144.4%

※令和5年度は9月末実績による見込値

(4) 相談支援

サービス名	単位（月単位）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
計画相談支援	実人／月	実績値	169	194	198	196
		目標値		189	192	195
		達成率		102.6%	103.1%	100.5%
地域移行支援	実人／月	実績値	2	1	1	1
		目標値		2	2	2
		達成率		50.0%	50.0%	50.0%
地域定着支援	実人／月	実績値	7	8	8	6
		目標値		6	6	6
		達成率		133.3%	133.3%	100.0%

※令和5年度は9月末実績による見込値

【2】地域生活支援事業の提供状況

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス名	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修 ・啓発事業	実施の 有無	実績	有	有	有	有
		目標	※有	※有	※有	※有

※七尾市・中能登町地域自立支援協議会で事業を実施

(2) 自発的活動支援事業

サービス名	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的啓発 活動支援事業	実施の 有無	実績	有	無	無	無
		目標	※有	無	無	無

※七尾市・中能登町地域自立支援協議会で事業を実施

(3) 相談支援事業

サービス名	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
障害者相談 支援事業	委託 箇所	実績値	3	3	3	3
		目標値	3	3	3	3
基幹相談支援 センター	実施の 有無	実績	無	無	無	無
		目標	無	無	無	無
基幹相談支援 センター等機能 強化支援事業	委託 箇所	実績	有	有	有	有
		目標	有	有	有	有
住宅入居等 支援事業	実施の 有無	実績	無	無	無	無
		目標	無	無	無	有

※令和5年度は9月末実績による見込値

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス名	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
成年後見制度 利用支援事業	人	実績値	0	2	2	2
		目標値	2	2	2	2

※令和5年度は9月末実績による見込値

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	実績	無	無	無	無
		目標	無	無	無	無

※令和5年度は9月末実績による見込値

(6) 意思疎通支援事業

サービス名	単位（年度累計）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	件	実績値	55	65	58	64
		目標値		50	50	50
		達成率		130.0%	116.0%	128.0%
手話通訳者 設置事業	人	実績値	※1	※1	※1	※1
		目標値		1	1	1
		達成率		100.0%	100.0%	100.0%

※常設でなく、週2時間開設、令和5年度は9月実績による見込値

(7) 日常生活用具給付等事業

サービス名	単位（年度累計）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
介護・訓練 支援用具	延給付件数 ／年	実績値	0	0	0	0
		目標値		2	2	2
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%
自立生活 支援用具	延給付件数 ／年	実績値	3	0	0	0
		目標値		2	2	2
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%
在宅療養等 支援用具	延給付件数 ／年	実績値	3	3	1	0
		目標値		2	2	2
		達成率		150.0%	50.0%	0.0%
情報・意思疎通 支援用具	延給付件数 ／年	実績値	2	3	3	2
		目標値		3	4	5
		達成率		100.0%	75.0%	40.0%
排泄管理 支援用具	延給付件数 ／年	実績値	391	379	396	438
		目標値		450	450	450
		達成率		84.2%	88.0%	97.3%
居宅生活動作 補助用具 (在宅改修費)	延給付件数 ／年	実績値	1	0	0	0
		目標値		1	1	1
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%

※令和5年度は9月末実績による見込値

(8) 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	単位（年度累計）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
手話奉仕員 養成研修事 業	人	実績値	8	3	3	7
		目標値		8	8	8
		達成率		37.5%	37.5%	87.5%

※令和5年度は9月末実績による見込値

(9) 移動支援事業

サービス名	単位（年度累計）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
移動支援事業	実人／年	実績値	3	3	3	3
		目標値		4	4	4
		達成率		75.0%	75.0%	75.0%
	延利用時間／年	実績値	74	80	78	26
		目標値		148	148	148
		達成率		54.1%	52.7%	17.6%

※令和5年度は9月末実績による見込値

(10) 地域活動支援センター

サービス名	単位（年度累計）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
地域活動支援センター	箇所	実績値	5	5	5	5
		目標値		4	4	4
		達成率		125.0%	125.0%	125.0%
	人	実績値	21	20	23	18
		目標値		17	17	17
		達成率		117.6%	135.3%	105.9%

※令和5年度は9月末実績による見込値

(11) その他の事業（任意事業）

サービス名	単位（年度累計）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
訪問入浴サービス事業	実利用回数／月	実績値	1	1	1	1
		目標値		1	1	1
		達成率		100.0%	100.0%	100.0%
日中一時支援事業	実人／月	実績値	23	25	24	21
		目標値		42	44	45
		達成率		59.5%	54.5%	46.7%
自動車運転免許取得費	延助成件数／年	実績値	0	0	1	0
		目標値		1	1	1
		達成率		0.0%	100.0%	0.0%
自動車改造費	延助成件数／年	実績値	0	0	0	0
		目標値		1	1	1
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%
介助用自動車改造費	延助成件数／年	実績値	1	0	0	0
		目標値		1	1	1
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%

※令和5年度は9月末実績による見込値

【3】 障害児支援事業事業の提供状況

サービス名	単位（月単位）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
児童発達支援	実人／月	実績値	4	4	3	4
		目標値		4	4	4
		達成率		100.0%	75.0%	100.0%
	延入日／月	実績値	10	14	1	10
		目標値		16	16	16
		達成率		87.5%	6.3%	62.5%
医療型 児童発達支援	実人／月	実績値	0	0	0	0
		目標値		0	0	0
		達成率		—	—	—
放課後等 デイサービス	実人／月	実績値	31	34	38	37
		目標値		27	28	29
		達成率		125.9%	135.7%	127.6%
	延入日／月	実績値	378	409	467	568
		目標値		340	357	375
		達成率		120.3%	130.8%	151.5%
保育所等 訪問支援	実人／月	実績値	0	0	1	1
		目標値		0	1	1
		達成率		—	100.0%	100.0%
障害児 相談支援	実人／月	実績値	37	41	43	46
		目標値		33	35	37
		達成率		124.2%	122.9%	124.3%
居宅訪問型 児童発達支援	実人／月	実績値	1	1	1	1
		目標値		1	1	1
		達成率		100.0%	100.0%	100.0%
	延入日／月	実績値	0.75	0.67	0.75	0.5
		目標値		1	1	1
		達成率		67.0%	75.0%	50.0%

※令和5年度は9月末実績による見込値

※「延入日」＝「月間の利用人数」×「一人一か月あたりの平均利用日数」

2. 事業所アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査概要

●調査対象者

障害福祉サービス事業所アンケート調査

町内にある障害福祉サービス・地域生活支援事業を提供している事業所

●調査期間と調査方法

調査期間	令和4年7月29日（金曜日）～8月24日（水曜日）
調査方法	郵送による配布・回収

●調査票の回収状況

対象者	配布数 (件)	有効回収数 (件)	有効回収率 (%)
障害福祉サービス事業所アンケート調査	19	13	68.0

(2) 調査結果

事業運営について

○改善したい経営上の課題については、「**支援員の確保**」(61.5%)と最も高くなっており、各事業所の規模に応じた支援員の配置が求められています。

○「今後の事業運営にあたって行政等の関係機関のどのような支援が必要」については、「**行政との情報共有**」(61.5%)、次いで「障がい者福祉に対する住民の理解を得るための周知、啓発」(53.8%)となっています。行政や住民と連携しながら障がいのある人を支える事業の体制が必要です。

防災対策について

○事業所の防災対策については、「**防災対策を文書として定めている**」(84.6%)と最も高い一方、「利用者の安否確認の方法を決めている」(23.1%)が約2割となっており、障がいのある人の安全確保ために緊急連絡網の整備が必要です。

○福祉避難所として避難者を受け入れについて、「**受け入れが難しい**」(69.2%)が最も高くなっています。障がいのある人が取り残されることがないように、避難所として機能の整備が必要となっています。

3. 令和8年度における成果目標・活動指標

【1】第7期障がい福祉計画

本計画では、障がいのある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、令和8年度を最終目標年度として設定しています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

中能登町の指針

- 地域生活移行者の増加については、国の指針を鑑みつつ、本町の現状を踏まえた目標値とします。
- 施設入所者の削減についても、国の指針を鑑みつつ、本町の現状を踏まえた目標値とします。

■成果目標

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者（A）	36人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	2人 ----- 6%	（A）のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する人の目標値
【目標】施設入所者の削減	2人 ----- 5.6%	（A）の時点から、令和8年度末時点における施設入所者の削減目標値
令和8年度末時点の施設入所者	34人	令和8年度末の利用者数見込み

【取り組みの方向】

目標達成に向けては、受け皿となるグループホームの整備や、居宅介護をはじめとする生活支援サービスの充実が求められるため、関係機関、事業者等との連携により、環境づくり、体制づくりについて引き続き検討を進めます。

また、現状の施設入所者については、近隣市町の住民の方も一部含まれているため、移行者の増加に伴う受け皿の確保にあたっては、近隣市町の計画も勘案しつつ、受け皿となる施設の定員について引き続き検討を進めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針

- 令和 8 年度末までに精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について、今後も計画的に推進する必要がある。

中能登町の指針

- 近隣の障害保健福祉圏域等の状況を鑑み、七尾市・中能登町地域自立支援協議会などとの連携により、協議の場の設置について検討を進めます。

■活動指標

①保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催

項目	単位	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
協議の場の設置	実施の有無	有	有	有	有

※令和 5 年度は 9 月末実績による見込み

【取り組みの方向】

精神障がいに対する理解を深め、社会全体に支援を広げていくために、自立支援協議会に求められる役割は大きくなっています。協議会がその役割を果たせるよう、専門部会の設置など活動を活性化させ、地域包括ケアシステムの構築が実現できるよう、具体的な取り組みについて引き続き検討を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針

- 令和 8 年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和 8 年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

中能登町の指針

- 七尾市・中能登町地域生活支援拠点等において、運用状況の検証及び検討を行います。
- 七尾市・中能登町地域生活支援拠点等において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を行います。

【取り組みの方向】

障がいのある人の高齢化・重度化や、「親亡き後」に備え、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、拠点等の整備を推進していきます。また、拠点の整備に必要な「①相談」「②緊急時の受け入れ」「③体験の機会・場」「④専門的人材の確保・育成」「⑤地域の体制づくり」の各機能が十分に機能しているか、関係する制度・施設・機関・集団・個人の有する知識や技術等の福祉資源を点検し、七尾市・中能登町地域生活支援拠点等において、運用状況の検証や支援ニーズを把握することで支援体制の整備を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

○令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上が令和 8 年度中に一般就労に移行することを基本とする。

ア. 就労移行支援事業

令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。

イ. 就労継続支援 A 型事業

令和 3 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.29 倍以上を目指す。

ウ. 就労継続支援 B 型事業

令和 3 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.28 倍以上を目指す。

○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とすることを基本とする。（新規）

○就労定着支援事業の利用者数は、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。

○令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすることを基本とする。

国の指針

中能登町の指針

○国の指針を鑑みつつ、本町の現状を踏まえた目標値とします。

○就労については重要な課題と位置付け、各目標達成に向け、引き続き支援に努めます。

■成果目標

項目		数値	考え方
令和3年度末時点の一般就労への移行（A）		3人	令和3年度の一般就労への移行者数
	ア．就労移行支援事業の移行者	2人	（A）のうち就労移行支援事業による移行者
	イ．就労継続支援A型事業の移行者	1人	（A）のうち就労継続支援A型事業による移行者
	ウ．就労継続支援B型事業の移行者	0人	（A）のうち就労継続支援B型事業による移行者
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数（B）		4人	就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する人数
	ア．就労移行支援事業の移行者	3人	（B）のうち就労移行支援事業による移行者
	イ．就労継続支援A型事業の移行者	1人	（B）のうち就労継続支援A型事業による移行者
	ウ．就労継続支援B型事業の移行者	0人	（B）のうち就労継続支援B型事業による移行者
【目標】一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合（新規）		1箇所 (50%)	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所
令和3年度末時点の就労定着支援事業の利用者（C）		0人	令和3年度末時点の就労定着支援事業の利用者数
【目標】就労定着支援事業の利用者（D）の増加		1人	就労定着支援事業の令和8年度末における利用者数
		—	(D) / (C)
就労移行支援事業所数		0箇所	令和3年度の就労移行支援事業所数
【目標】就労移行支援事業所の就労定着率の増加		0箇所 (0%)	令和8年度の就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上

【取り組みの方向】

地元企業や福祉施設等との連携により、障がいのある人の雇用に対する理解の促進、就労環境の整備に引き続き努めます。障がいのある人の個々に合った仕事の内容を見つけ出すことや、就労後の細やかな支援、職場における環境づくりなど、具体的な取り組みについて検討を引き続き進めます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針

- 令和8年度末までに総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保する。

中能登町の指針

- 七尾市・中能登町地域自立支援協議会等を通じて、検証・評価を行うための協議の場の確保に向けて検討を行います。
- 七尾市・中能登町地域自立支援協議会において、地域サービス基盤の開発・改善やこれらの取り組みを行うために必要な協議会の体制の確保に向けて検討を行います。

■成果目標

項目	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【目標】基幹相談支援センターの設置	実施の有無	無	無	有	有
【目標】総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有	有
【目標】訪問等による専門的な指導・助言の実施	実施の有無	有	有	有	有
【目標】相談支援事業者の人材育成の支援	実施の有無	有	有	有	有
【目標】相談機関との連携強化の取り組みの実施	実施の有無	有	有	有	有
【目標】協議会の設置	実施の有無	無	無	無	有
【目標】地域のサービス基盤の開発・改善の実施	実施の有無	無	無	無	※有

※令和5年度は9月末実績による見込み

※七尾市・中能登町地域自立支援協議会での実施を想定

【取り組みの方向】

七尾市・中能登町地域自立支援協議会との連携を強化し、障がいのある人自身にあったサービスの選択を行うことができるよう、環境の整備に引き続き努めます。また、地域のサービス基盤の開発・改善に向けて、必要な取り組みの推進を検討します。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針

○令和8年度末までに、サービスの質を向上を図るための取組に係る体制を構築する。

中能登町の指針

○国の指針を鑑みつつ、本町の現状を踏まえた目標値とします。

■成果目標

項目	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	実施の有無	有	有	有	有

■活動指標

サービス名	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	実施の有無	有	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施の有無	有	有	有	有

※令和5年度は9月末実績による見込み

【取組みの方向】

七尾市・中能登町地域自立支援協議会を中心として、サービスの分析方法や共有の方法、体制の構築について引き続き検討を進めます。

【2】第3期障がい児福祉計画

本計画では、令和8年度を目標年度とする障がい児福祉計画において必要な障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、以下の通りに成果目標を設定します。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

国の指針

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- 令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

中能登町の指針

- 体制の構築にあたっては、近隣の障害保健福祉圏域等の状況を鑑み、七尾市・中能登町自立支援協議会や関係各機関との各サービスの提供体制の連携を図りながら、各種拠点等の面的な整備の推進及び協議の場の設置について検討を進めます。

■成果目標

サービス名	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センターの設置	実施の有無	有	有	有	有
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築状況	実施の有無	有	有	有	有
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	実施の有無	有	有	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	実施の有無	有	有	有	有

※令和5年度は9月末実績による見込み

■活動指標

サービス名	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施	実施の有無	有	有	有	有

※令和5年度は9月末実績による見込み

【取り組みの方向】

障がい児の身近な場所での地域支援体制の充実を図るため、七尾・中能登圏域で設置した児童発達支援センターとの連携を図ります。

児童発達支援や保育所等訪問支援などにより早期に療育に繋がられるよう、施設や支援の整備を引き続き進めます。

4. 障害福祉サービスの見込量と方策

【1】 障害福祉サービスの見込量と方策

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	入浴、排泄、食事の介護など居宅での生活全般にわたる支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排泄、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出時における移動支援を行います。
行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他の包括的な介護を行います。

■見込量

サービス名	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護（ホームヘルプ）	実人／月	14	15	15	15
	時間／月	104	104	104	104
重度訪問介護	実人／月	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0
同行援護	実人／月	2	2	2	2
	時間／月	2	2	2	2
行動援護	実人／月	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	実人／月	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0
合計	実人／月	16	15	14	13
	時間／月	106	106	106	106

※令和5年度については、令和2年度から令和4年度の実績値を基にした見込み

【確保のための方策】

居宅介護をはじめとする各訪問系サービスは、在宅生活を支援する重要なサービスです。本町においては利用者が年々減少していますが、実績に基づき一定の利用を見込んでいます。引き続き、サービスの供給体制の充実に努めます。

- ・ヘルパーの確保については、近隣市町と連携を図りながら、必要なサービス量の確保を目指します。
- ・家事の援助等、簡易なサービスの供給にあたっては、地域住民のボランティアの方も対象とした人材育成を行うなど、サービスの供給元の新たな確保方策について検討を進めます。
- ・本町の交通事情の課題等を把握しつつ、同行援護や行動援護の移動支援のニーズに対応するための体制づくりについて検討を進めます。

(2) 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護を必要とする人に対して主に日中に障害者支援施設で行われる入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を提供します。
就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労継続支援 A 型 (雇用型)	通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、事業者と雇用関係を結び、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労継続支援 B 型 (非雇用型)	通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、事業者と雇用関係を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に対して、就労に伴う生活面の課題への対応等を支援します。
療養介護	医療を必要とする人で、常時介護が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、施設で行う入浴、排泄、食事の介護を行います。

■見込量

サービス名		単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護		実人／月	50	51	52	53
		延入日／月	953	972	991	1,011
自立訓練（機能訓練）		実人／月	11	11	11	11
		延入日／月	132	132	132	132
自立訓練（生活訓練）		実人／月	4	4	4	4
		延入日／月	21	21	21	21
就労移行支援		実人／月	6	7	8	9
		延入日／月	57	66	75	85
就労継続支援（A型）		実人／月	15	21	29	40
		延入日／月	237	332	458	632
就労継続支援（B型）		実人／月	109	117	125	134
		延入日／月	1,750	1,878	2,007	2,151
就労定着支援		実人／月	1	1	1	1
療養介護		実人／月	6	6	6	6
短期入所	福祉型	実人／月	22	25	29	33
		延入日／月	87	87	87	87
	医療型	実人／月	1	1	1	1
		延入日／月	1	1	1	1

※「延日分」＝「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

※令和5年度については、令和2年度から令和4年度の実績値を基にした見込み

【確保のための方策】

生活介護・就労継続A型、B型等をうまく組み合わせた地域のニーズに合った総合的なサービスの構築を目指しつつ、各サービスの適正なサービス量の確保を目指します。

- ・自立訓練については、今後も利用者にとって必要な支援が受けられる事業所に適切につながるよう、関係機関との連携や情報提供に努めます。
- ・就労移行支援については、今後も関係機関と連携しながらサービス提供体制の強化に努めます。
- ・就労継続支援については、今後も雇用後の職場定着の支援に力を入れていきます。
- ・療養介護については、引き続き、サービスを必要とする利用者の状況等を踏まえながら、サービス量の確保に努めます。
- ・短期入所については、今後も利用増が見込まれることから、受け入れ先の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

■内容

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

■見込量

サービス名	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実人／月	1	2	2	3
共同生活援助	実人／月	37	41	45	50
施設入所支援	実人／月	39	41	43	46

※令和5年度については、令和2年度から令和4年度の実績値を基にした見込み

【確保のための方策】

自立生活援助については、地域生活への移行者数の目標達成に必要な支援等を考慮して見込量を設定しています。

- ・共同生活援助については、地域生活への移行を目指す中において重要な居住拠点であるため、潜在的なものも含め利用者のニーズを踏まえた目標量としています。今後、増加を目指し、場所の確保に努めます。場所の確保にあたっては、入所の方の地域移行を目指す施設と地域の中で自立した生活を送っていくための施設の2つの観点から検討を行います。
- ・施設入所支援については、福祉施設から地域生活への移行に関する成果目標を踏まえた目標量としています。引き続き、施設入所が必要な人の状況やニーズを把握しながら、サービス量の確保に努めます。

(4) 相談支援

■ 内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等の地域移行のための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

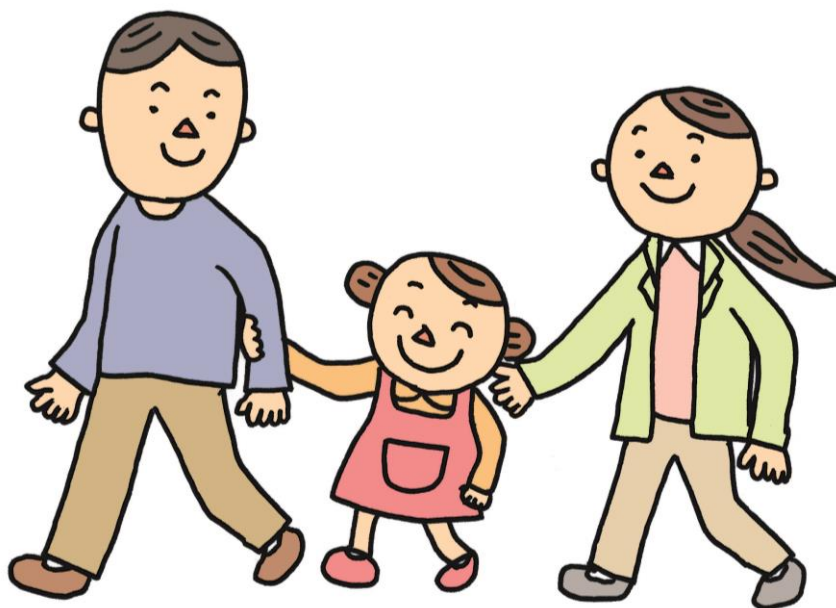
■ 見込量

サービス名	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実人／年	215	233	253	274
地域移行支援	実人／月	2	2	2	2
地域定着支援	実人／月	8	8	8	8

※令和5年度については、令和2年度から令和4年度の実績値を基にした見込み

【確保のための方策】

- ・計画相談支援については、今後も、継続して利用者数が増加していくと推定され、見込量を算出しています。多様化する相談内容に対応するため、七尾市・中能登町地域自立支援協議会等の関係機関を通じて、地域の相談支援体制の充実と重層化を図るなど、サービス提供事業所を支援します。
- ・施設入所及び精神科病院に入院している人を地域移行するための相談支援や一人暮らしに移行した人への相談支援について、必要量を見込んでいます。



【2】地域生活支援事業の見込み

（１）理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

■見込み

サービス名	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	※1 有	※1 有	※1 有	※1 有

※令和5年度については、令和2年度から令和4年度の実績値を基にした見込み

※1 七尾市・中能登町地域自立支援協議会で事業を実施、第7期も同様に実施予定

【確保のための方策】

- ・地域住民に対して周知が広がるよう、情報提供の方法等について検討を行います。

（２）自発的活動支援事業

■内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

■見込み

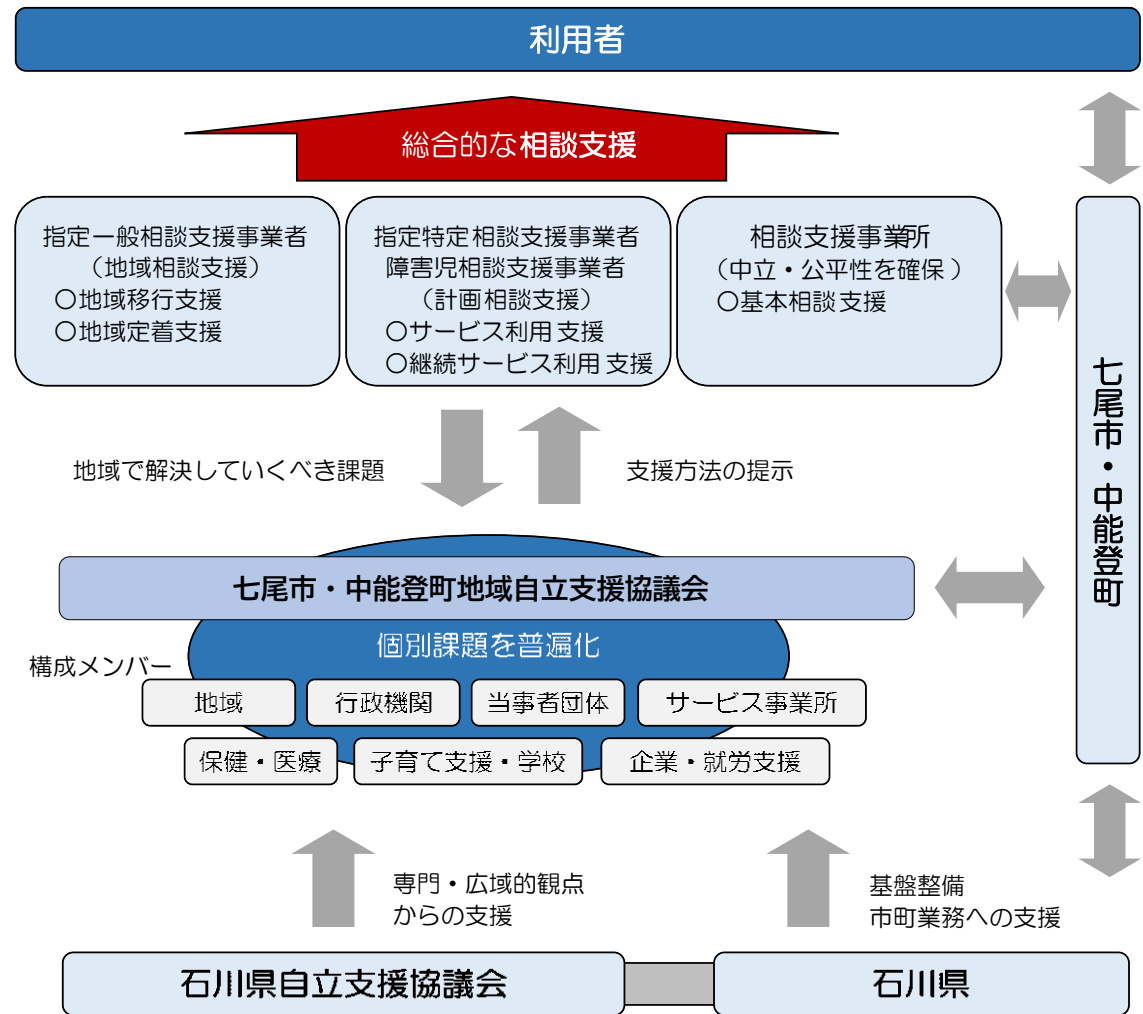
サービス名	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無

【確保のための方策】

- ・地域住民に対して周知が広がるよう、情報提供の方法等について検討を行います。

(3) 相談支援事業

■障がいのある人の相談支援体制



■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、関係する制度・施設・機関・集団・個人の有する知識や技術等をはじめとする社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に必要な障がいのある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

■見込量

サービス名	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	委託箇所	3	3	3	3
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	有

※令和5年度については、令和2年度から令和4年度の実績値を基にした見込み

【確保のための方策】

- ・障害福祉サービス利用者への計画相談の導入や個別に合わせた相談支援の充実を踏まえ、相談支援サービス実施事業所に対して支援を行います。
- ・基幹相談支援センターは、町内の相談支援のスキルアップを図るため、相談支援の連携体制の強化に努めます。
- ・住宅入居等支援事業については、地域生活への移行・定着のため、第7期中の実施に向けて環境整備も含め、引き続き実施方法等を検討していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障がいなどにより個人の判断能力が十分でなく、経済的支援が必要な人で、成年後見制度の利用に係る必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

■見込量

サービス名	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件	2	2	2	2

※令和5年度については、令和2年度から令和4年度の実績値を基にした見込み

【確保のための方策】

- ・安全で安心な日常生活を送ることができるよう、成年後見制度や障害者権利擁護支援などの法的支援について、住民に広報活動を図りながら、成年後見制度の利用が必要な障がいのある人に対し、必要な支援を行います。また、本サービスを利用する方に対する申請・手続きに関するサポート等についても検討を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■ 内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人も含めた法人後見の活動を支援します。

■ 見込み

サービス名	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無

※令和5年度については、令和2年度から令和4年度の実績値を基にした見込み

【確保のための方策】

- ・県や障害保健福祉圏域等の動向を鑑みながら、法人後見支援に対する理解と周知を進め、組織体制の構築等の推進に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

■ 内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、又は聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を役場等に設置します。

■ 見込値

サービス名	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	60	62	64	66
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1

※令和5年度については、令和2年度から令和4年度の実績値を基にした見込値

【確保のための方策】

- ・障害者差別解消法や障害者権利条約等により合理的な配慮がなされる取り組みに対応できる体制づくりは社会全体の大きな課題であるため、中能登町手話言語条例に基づき、手話の普及啓発をはじめ、手話通訳者や要約筆記者の養成を進めることにより、今後も必要量の人員確保に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

■ 内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための以下の用具を給付又は貸与します。
①介護・訓練支援用具	①特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
②自立生活支援用具	②入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	③透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	④点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
⑤排泄管理支援用具	⑤ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	⑥障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■ 見込量

サービス名	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	延給付件数/年	2	2	2	2
自立生活支援用具	延給付件数/年	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	延給付件数/年	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	延給付件数/年	5	3	4	5
排泄管理支援用具	延給付件数/年	399	402	405	408
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	延給付件数/年	1	1	1	1

※令和5年度については、令和2年度から令和4年度の実績値を基にした見込値

【確保のための方策】

- ・各用具に関する情報提供を行い、普及を促進するとともに、それぞれにとって必要な日常生活用具の給付を引き続き行います。
- ・サービスを必要とする方に対して、サービス内容の周知が進むよう、情報提供の方法等について検討を行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

■ 内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■ 見込量

サービス名	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人	7	8	8	8

※令和5年度については、令和2年度から令和4年度の実績値を基にした見込値

【確保のための方策】

- ・手話奉仕員養成研修の周知及び開催を行うとともに、受講者については手話通訳者養成研修の受講へと積極的につなげ、手話通訳者の人材確保に努めます。

(9) 移動支援事業

■ 内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出するための支援を行います。

■ 見込量

サービス名	単位※	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実人／年	3	3	3	3
	延利用時間／年	77	77	77	77

※人：利用実人数／時間：年度累計

※令和5年度については、令和2年度から令和4年度の実績値を基にした見込値

【確保のための方策】

- ・障がいのある人の社会参加の促進に加え、障がいのある人の自立に向けて、事業所やヘルパーの確保を進め、支援の充実に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人に、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■見込量

サービス名	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	箇所	(圏域内) 2	(圏域内) 2	(圏域内) 2	(圏域内) 2
		(圏域外) 3	(圏域外) 2	(圏域外) 2	(圏域外) 2
	実利用人/年	(圏域内) 14	(圏域内) 15	(圏域内) 15	(圏域内) 15
		(圏域外) 3	(圏域外) 2	(圏域外) 2	(圏域外) 2

※令和5年度については、令和2年度から令和4年度の実績値を基にした見込値

【確保のための方策】

- ・専門的職員の配置や人材の育成を支援し、質の向上と必要量の確保に努めるとともに、サービスの周知と利用の促進を図ります。

(11) その他の事業（任意事業）

①訪問入浴サービス事業

■内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体に障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■見込量

サービス名	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実利用回数/月	1	1	1	1

※令和5年度については、令和2年度から令和4年度の実績値を基にした見込値

【確保のための方策】

- ・自宅浴槽で、入浴が困難な障がいのある人を対象に、引き続き事業を実施するとともに、サービスの周知を図ります。

②日中一時支援事業

■ 内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援します。

■ 見込量

サービス名	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実人／月	25	26	27	28

※令和5年度については、令和2年度から令和4年度の実績値を基にした見込値

【確保のための方策】

- ・障がいのある人へ日中における活動の場を提供し、見守り及び日常的な訓練等を行います。また、障がいのある人の家族に対しての就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的に実施し、障がいのある人及びその家族への支援の充実に努めます。

③自動車運転免許取得費・自動車改造費・介助用自動車改造費助成

■ 内容

サービス名	内容
自動車運転免許取得費助成 自動車改造費助成 介助用自動車改造費助成	（自動車運転免許取得費助成） 身体に障がいのある人等を対象に、自動車運転免許取得費の一部を助成します。 （自動車改造費助成） 身体に障がいのある人等を対象に、自動車の改造費用の一部を助成します。 （介助用自動車改造費助成） 身体に障がいのある人等を対象に、介助のために自動車を改造する費用の一部を助成します。

■ 見込量

サービス名	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費助成	延助成件数／年	1	1	1	1
自動車改造費助成	延助成件数／年	1	1	1	1
介助用自動車改造費助成	延助成件数／年	1	1	1	1

※令和5年度については、令和2年度から令和4年度の実績値を基にした見込み

【確保のための方策】

- ・事業の実施により、障がいのある人の経済的支援と社会参加の促進を図ります。

【3】障害児支援事業の見込量と方策

（１）障害児通所支援・障害児相談支援

■ 内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援を利用する障がいのある児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における動作指導、知識技能訓練などを行います。

■ 見込量

サービス名	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実人／月	4	6	6	6
	延人日／月	12	15	15	15
医療型児童発達支援	実人／月	0	0	0	0
	延人日／月	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実人／月	42	47	52	58
	延人日／月	511	572	633	706
保育所等訪問支援	実人／月	1	2	2	2
	延人日／月	1	2	2	2
障害児相談支援	実人／年	46	50	54	58
居宅訪問型児童発達支援	実人／月	1	1	1	1
	延人日／月	1	1	1	1

※「延人日」＝「月間の利用日数」×「一人一か月あたりの平均利用日数」
 ※令和5年度については、令和2年度から令和4年度の実績値を基にした見込値

【確保のための方策】

療育の必要な子どもが増えてきており、子どもの発達に不安を抱える保護者のニーズも高いため、第6期の実績を踏まえて、各サービスの必要量を見込んでいます。

- ・発達障がいのある児童の専門的なサポートに向けては、児童発達支援事業所や医療機関・発達障害支援センター等との連携により取り組みを行います。
- ・中能登町子ども・子育て支援事業計画と連携を図りながら、サービスの質の充実にも努めます。
- ・福祉分野、保健分野、教育分野との役割分担の明確化及び各分野の連携を強化し、保育園から小学校・中学校・高校まで切れ目のない支援を行うことを目指します。

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

■ 内容

サービス名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■ 見込量

サービス名	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーター配置	人	4	4	4	4

※令和5年度については、令和2年度から令和4年度の実績値を基にした見込値

【確保のための方策】

- ・他自治体における事例等を踏まえ、近隣の障害保健福祉圏域においてコーディネーターの担う役割や関連機関との連携方法等を明確にしたうえで、配置について検討を進めます。

第 6 章 計画の推進

1. 事業の円滑な推進に向けて

(1) 推進体制の確立

地域自立支援協議会を核として、サービス提供事業者、関係機関、各団体等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行うなど、協働して計画の推進に努めます。行政においては、各分野の進捗状況を定期的に把握するとともに、関係各課の緊密な連携に努めます。

また、地域自立支援協議会や「まるごと福祉支援協議会」を活用し、関係機関からなるネットワークを通じ、障がいのある人に対する虐待の防止をはじめ、福祉サービスに係る実態把握や改善に関する取り組みを強化していきます。

(2) 啓発と地域の福祉力の向上

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのそれぞれの障がいの特性や対応の仕方について、住民の理解を深めるための普及・啓発活動に努めます。このため、学校をはじめ、あらゆる機会を捉え、福祉教育の普及に努めます。また、地域の住民や企業に対して、障がいに関する正しい知識の普及啓発に努め、障がいのある人への理解の促進を図るとともに、自立した日常生活や地域共生社会の実現を目指して地域の力を活用します。

(3) 地域における人材の確保

地域生活移行や就労移行を支援し、障害福祉サービス等の基盤整備を図るためには、障がいのある人の権利擁護や重度の障がいをはじめ、様々な障がいの特性を理解し支援できる人や、地域におけるネットワークの中心となる人、ボランティア等が障がいのある人を支えていく必要があり、これらの人材確保に努めます。

(4) サービスの質の向上

本町が実施主体となる地域生活支援事業の実施にあたっては、事業者に対して一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備・確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。また、石川県の指定を受けた事業者についても、県との連携を図り、質の向上に努めます。

（５）国及び県、関係機関等との連携

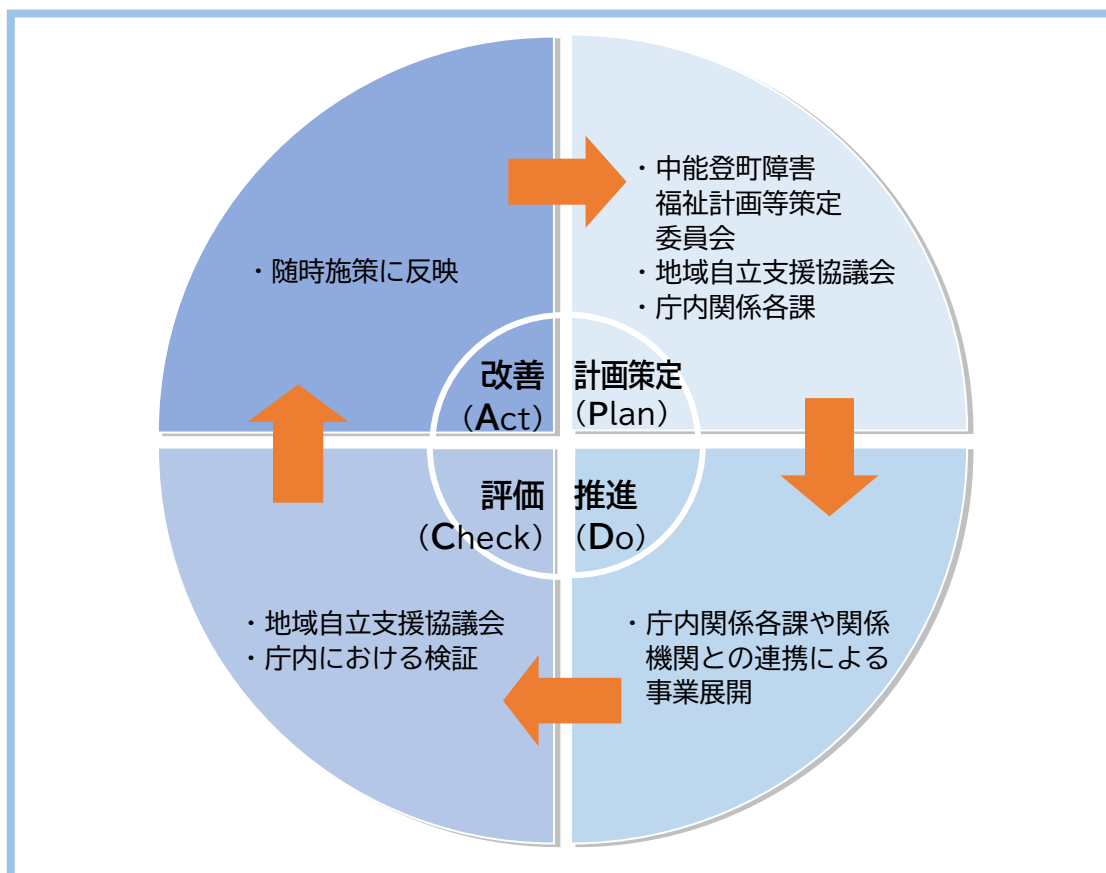
障がいのある人やその家族、関係団体、地域住民、企業・事業者、行政の役割を明確にし、保健・医療・福祉・教育・労働などの分野が相互に連携しながら、障がいのある人の支援を図ります。計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、将来的には、介護・障がい・子ども・困窮のそれぞれの既存の補助金・交付金事業から重層的支援体制整備事業へ移行し、効果的、効率的なサービスの提供に努めます。

２．計画の点検・評価

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画の策定（Plan）、推進（Do）、その推進状況を定期的に把握し点検・評価（Check）したうえで、その後の取り組みを改善する（Act）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進には障がいのある人等を取り巻く社会環境等の変化と、障がいのある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、関係団体や関係機関、サービス提供事業者等を構成員とする「七尾市・中能登町地域自立支援協議会」及びその専門部会を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画を推進していきます。

■PDCA サイクルのイメージ



資料編

1. 中能登町障がい者基本計画等策定委員会設置要綱

平成18年7月5日

告示第42号

改正 平成29年10月10日告示第109号

令和3年1月14日告示第3号

(設置)

第1条 中能登町は、障害者（児）の福祉や障害の予防に関する施策を図り、障害サービス等の提供体制の整備を進めるとともに、当町における障害者（児）の状況等を踏まえ、中能登町障害者基本計画、中能登町障害福祉計画及び中能登町障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）を策定するため、中能登町障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に対して調査検討を行い、意見を具申する。

(構成)

第3条 委員会は、委員若干人で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 民生委員児童委員の代表
- (2) 医療機関の代表
- (3) 障害福祉及び障害者施設の代表
- (4) 各種団体の代表
- (5) 関係行政機関の代表
- (6) 町行政機関の代表
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、障害福祉計画等の策定が終了するまでのおおむね1年間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、長寿福祉課内に事務局を置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月10日告示第109号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年1月14日告示第3号）

この告示は、令和3年2月1日から施行する。

2. 中能登町障がい者基本計画等策定委員会委員名簿

区分	所属	役職等	氏名
民生委員児童委員の代表	中能登町民生委員児童委員協議会	副会長	○縄手 昭彦
医療機関の代表	藤田医院	院長	◎藤田 晋宏
障害福祉及び障害者施設の代表	青山彩光苑	施設長	瀧野 利徳
	障害者支援施設つばさ	管理者	吉田 正宏
	一般社団法人 ななお・なかのと 就労支援センター	センター長	木谷 昌平
	tetote 株式会社	管理者	松本 千寿
各種団体の代表者	中能登町身体障害者福祉会	会長	常光 弘義
	中能登町知的障害者相談員	相談員	春本 直里
関係行政機関の代表	石川県能登中部保健福祉センター	地域支援課 課長	伊豆 善宏
	石川県七尾児童相談所	課長	荒木 暢通
町行政機関の代表	健康保険課	子育て支援室 担当課長	田中 まゆみ

(敬称略)

※◎委員長、○副委員長

3. 用語解説

あ行

ICT

Information and Communication Technology の略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービス。

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

医療的ケア児

医療的ケアを必要とする子どものこと。医療的ケアの例としては、「経管栄養（栄養を送るためのチューブを胃に通す）」「気管切開（呼吸のための器具を喉に取り付ける）」等が挙げられる。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。

SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015 年 9 月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための 2030 年を年限とする 17 の国際目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲット。

か行

介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条第 2 項において、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導する者をいう。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利やニーズの表明を支援し代弁すること。

ケースワーカー

社会福祉主事のことで、病気・貧困など社会福祉問題を個別的に扱い、解決のための指導をする人のこと。

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけて話を聞き、必要な支援につなげ、見守ること。

高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指す。

合理的配慮

障がいのある人の権利に関する条約では次のように定義されている。「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

さ行

肢体不自由

身体障害者福祉法では、①一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの、②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの、⑥①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害、とされている。

自閉症

①対人関係の障害、②コミュニケーションの障害、③限定した常同的な興味、行動及び活動、の3つの特徴を持つ障害で、3歳までに何らかの症状がみられるものをいう。

社会資源

社会的ニーズを充足する様々な物質や人材の総称。社会福祉では、社会福祉施設や備品、サービス、資金、制度、情報、知識、技能、人材等にわたる。

手話通訳

聴覚障がいのある人とない人の意思疎通（コミュニケーション）方法。

障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和 45 年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成 5 年に「障害者基本法」として全面的に改正された。また、平成 16 年に一部改正が行われ、都道府県・市町村障害者計画策定の義務化等が盛り込まれた。そして、平成 23 年の一部改正では、障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人」と定義された。

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。

障害者の権利に関する条約

2006 年 12 月、国連総会において採択され、障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加などを一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めたうえで、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めている。

ジョブコーチ

障がいのある人が職場に適応し、定着できるよう、就職の前後を通じて職場などに出向いて直接支援を行うほか、事業主などに対しても必要な助言をする職場適応援助者制度のこと。平成 14 年に障害のある人の雇用支援事業として開始された。

自立支援医療

障害者総合支援法では、「障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。」とされており、更生医療や育成医療、精神通院医療がある。

自立支援協議会

障がいのある人等への支援の体制の整備を図るため、関係機関や関係団体により構成される、障害者総合支援法に規定される法定協議会。地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

身体障害

身体障害者福祉法では、「①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害」で、それぞれ一定以上で永続するものをいう。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある人に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付するものをいう。

精神障がい

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患」をいう。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障がいのある人の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的として、都道府県知事又は指定都市市長が交付するもの。

成年後見制度

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

相談支援専門員

指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援従事者。

た行

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が、自立した生活や社会生活を営むことができるよう、また、効率的・効果的に障がいのある人の福祉の増進を図り、国民が相互に人格を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する事業。

地域包括ケアシステム

高齢者が“住み慣れた地域”で介護や医療、生活支援サポート及びサービスを受けられるよう市区町村が中心となり、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」を“包括的に”体制を整備していくもの。高齢者福祉計画における施策の一環として位置付けられたものであるが、第5期障害福祉計画の指針の見直しのポイントとして、新たに「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築が位置付けられた。

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいう。

特別支援学級

知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいなどの障がいのある児童生徒のために、小中学校に設置された学級。

特別支援学校

従来の盲・ろう・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度。対象とする障がいは、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

な行

難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律」において、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病に係ることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。」とされている。

ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求等と訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

は行

発達障がい

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」とされている。

バリアフリー

障がいのある人等が社会生活を営むうえでの障壁（バリア）をなくすこと。バリアには意識上のもの、建物などの物理的なもの、制度的なものなどがある。

ピアサポート

同じ問題・課題・不安などを共有する仲間（ピア）の間で、相互的に心理的サポートをし合うこと。

福祉教育

学校の児童・生徒に限らず、地域の住民などの福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。

福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人が、各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

福祉避難所

災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病者など一般的な避難所では生活に支障を来す人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。

ペアレントトレーニング

子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者が子どもとのより良いかかわり方を学び、日常の子育ての困りごとを解消する保護者向けのプログラムのこと。

ヘルプカード

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークのこと。

ヘルプマーク

障がいなどのある人が困った時に、周囲の方に配慮や手助けをお願いしやすくするための情報を伝えるためのカードのこと。

保健師

保健師助産師看護師法第2条で、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて健康の保持や増進、疾病の予防、健康教育等の保健指導に従事する者をいう。

ま行

モニタリング

あらかじめ設定しておいた計画や目標、指示について、その進捗状況を随時確認すること。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

ユニバーサルデザイン

バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことを目指していたのに対し、ユニバーサルデザインはバリアフリーをさらに進めて、障がいのある人のみを特別に対象とするのではなく、最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインのこと。

ら行

療育

身体や知的に障がいのある児童等について早期発見と早期治療及び相談・指導を行うことにより、児童が持つ発達能力を有効に育て、自立生活に向かって育成すること。

療育手帳

知的障がい児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付するもの。

第4次中能登町障がい者基本計画
第7期中能登町障がい福祉計画
第3期中能登町障がい児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行：中能登町長寿福祉課

〒929-1692 石川県鹿島郡中能登町能登部下85-1

TEL：0767-72-3131 FAX：0767-72-3794
